

政策環境建設常任委員会及び
予算特別委員会政策環境建設分科会
議事次第

令和8年3月6日(金)
午後1時30分～
於：第2委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）

4 閉 会

令和8年2月府議会定例会 政策環境建設常任委員会 報告事項

(総合政策環境部)

- 丹後地域半島振興計画の改定（最終案）について
- 京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第3期）の策定（最終案）について
- 京都府公立大学法人第四期中期計画（案）について
- 関西広域連合第6期広域計画について
- 関西広域連合第5期広域環境保全計画について

(建設交通部)

- 丹後沿岸海岸保全基本計画の変更について（中間案）

令和8年2月京都府議会定例会

政策環境建設常任委員会 報告事項

総合政策環境部

- ・丹後地域半島振興計画の改定（最終案）について
- ・京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第3期）の策定（最終案）について
- ・京都府公立大学法人第四期中期計画（案）について
- ・関西広域連合第6期広域計画について
- ・関西広域連合第5期広域環境保全計画について

丹後地域半島振興計画の改定（最終案）について

令和 8 年 3 月
総合政策環境部

1 趣旨について

令和 7 年 3 月に半島振興法（以下「法」という。）が改正され、法期限が 10 年延長されたこと、また、今回の法改正を受けて国が半島振興基本方針を策定したこと踏まえ、「丹後地域半島振興計画」について、丹後地域振興計画など関連計画を踏まえた内容に改定する。

2 計画の概要

本計画は、法に基づき、半島振興対策実施地域に指定されている丹後地域（宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町）の広域的かつ総合的な振興に関し必要な事項を定めるもの。

※ 現行計画は平成28年 2 月に策定（平成27年 3 月の法改正に対応）

3 主な改定内容

- ・「地方創生」の推進に向けた取組を追加（丹後地域振興計画を反映）
- ・「半島防災」を踏まえた取組を追加（孤立集落発生に備えた対策等）
- ・法改正により新たに定めることとされた計画期間、達成状況の評価に関する事項を追加

（計画期間）国から通知された半島振興計画の作成に係る留意事項に基づき、
おおむね10年と設定

（達成評価）丹後地域振興計画の評価に合わせて行うこととし、他の関連計画で設定した KPI を活用

4 府民意見提出手続（パブリック・コメント）の結果

募集期間：令和 7 年 12 月 15 日～令和 8 年 1 月 5 日

提出案件数：49 件（2 名）

丹後地域半島振興計画（中間案）に対するご意見の募集等の結果について

1 パブリック・コメント

(1) 意見募集の期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月5日（月）まで

(2) 意見募集の結果

提出者数：2名・個人及び団体

提出案件数：49件

(3) 主な御意見

【交通・通信基盤】

- 地域内の路線バスについては、幹線的に運行している丹後海陸交通だけでなく、一部地域では公営バスが運行している現状も記載すべき。
- 持続可能な地域公共交通網の維持に向けては、京都府北部5市2町による取組だけでなく、京都丹後鉄道沿線にある兵庫県や豊岡市との連携も重要である。

【ものづくり産業】

- 丹後地域の織物業について、文化資源を活かした観光・ブランド化に取り組む日本遺産との連携を明確にして推進すべき。

【半島防災の推進】

- 観光業が主産業となっている地域では、災害時に旅行者を含めた対応を事前に想定することが持続可能な観光の推進や地域住民の防災にも不可欠であり、計画にも記載して推進すべき。

2 御意見を計画案に反映した箇所

- ・ 路線バスの現状について、一部地域で運行されている公営バスを含めた記載に修正
(4頁 第1 基本方針 2 現状及び課題 (1) 交通・通信基盤)
- ・ 兵庫県や豊岡市を含む京都丹後鉄道の沿線自治体が連携して策定した『京都丹後鉄道沿線地域公共交通計画』を含めた取組を進めることとして記載を修正
(4頁 第1 基本方針 2 現状及び課題 (1) 交通・通信基盤)
- ・ ものづくり産業のPR支援の中で、織物業のPRへの日本遺産の活用を追記
(33頁 第2 振興計画 3 ものづくり産業等地域産業の振興)
- ・ 地域差を踏まえた災害時における観光客保護対策の取組を追記
(50頁 第2 振興計画 8 半島防災の推進)

丹後地域半島振興計画

<最終案>

令和 年 月
京 都 府

目 次

| | | |
|----|-------------------------------------|----|
| 第1 | 基本方針 | 1 |
| 1 | 地域の概況 | 1 |
| | (1) 位置・地勢等 | 1 |
| | (2) 歴史・文化 | 1 |
| | (3) 産業 | 2 |
| | (4) 人口等 | 2 |
| | (5) 生活基盤等 | 3 |
| 2 | 現状及び課題 | 3 |
| | (1) 交通・通信基盤 | 3 |
| | (2) 観光・農林水産業振興 | 5 |
| | (3) ものづくり産業等 | 9 |
| | (4) 就業（担い手づくり、定住対策等） | 10 |
| | (5) 地域づくり（地域活動・地域間交流等） | 11 |
| | (6) 府民安心のまちづくり | 12 |
| | (7) 環境と文化の伝承 | 16 |
| | (8) 災害対策の強化と安心・安全の確保による半島防災の推進 | 17 |
| 3 | 振興の基本的方向及び重点とする施策 | 20 |
| | (1) 基本的方向 | 20 |
| | (2) 重点とする施策 | 20 |
| 第2 | 振興計画 | 24 |
| 1 | 地域内外の交流を支え、活発にする交通、通信基盤の整備 | 24 |
| | (1) 観光を支える基盤づくり | 24 |
| | (2) 産業振興の基盤となる道路整備の推進 | 25 |
| | (3) 持続可能な公共交通網の実現 | 25 |
| | (4) 港湾施設の整備 | 25 |
| | (5) 情報通信関連基盤の整備 | 26 |
| 2 | 地域の活性化を牽引する観光振興 | 26 |
| | (1) 地域の魅力を結集した観光まちづくりの推進 | 26 |
| | (2) 文化周遊観光の推進 | 28 |
| | (3) 地域の食の魅力発信と生産力強化 | 28 |
| | (4) 「食」を支える基盤づくり | 31 |
| 3 | ものづくり産業等地域産業の振興 | 33 |
| | (1) 地域経済活性化に向けた中小企業の成長・発展支援や新産業創出支援 | 33 |
| | (2) 「丹後・知恵のものづくりパーク」の技術支援・人材育成の拠点化 | 35 |

| | | |
|----|--|----|
| | (3) 丹後ちりめん等織物業や機械金属業の振興 | 35 |
| | (4) 商店街活性化支援 | 36 |
| 4 | 地域産業を担う人づくり、就業支援体制及び若者の定着・定住対策の強化 | 37 |
| | (1) 地域産業を担う人づくり | 37 |
| | (2) U・Iターン等の推進 | 37 |
| | (3) 働く場の確保 | 38 |
| 5 | 地域づくりと地域間交流の強化 | 38 |
| | (1) 地域課題の解決に取り組む活動への支援強化 | 38 |
| | (2) 若者が誇りと愛着を持って暮らせる地域づくり | 39 |
| | (3) 地域を担う人づくり | 39 |
| | (4) 地域間交流の促進 | 40 |
| | (5) ふるさと保全・農村再生活動 | 40 |
| 6 | 府民安心のまちづくり | 41 |
| | (1) 総合的な少子化対策の推進 | 41 |
| | (2) 府立医科大学附属北部医療センターを核にした地域医療体制・医師派遣機能の充実・強化と「たんご健康長寿日本一」の推進 | 42 |
| | (3) 社会福祉の向上 | 43 |
| | (4) 暮らしを取り巻く安心・安全の確保 | 44 |
| | (5) 生活環境の整備 | 45 |
| 7 | 環境と文化の伝承 | 47 |
| | (1) 山陰海岸ジオパークや天橋立等丹後地域ならではの自然環境・文化の保全と発信 | 47 |
| | (2) 地域の豊かな自然環境を守り育てる取組の推進 | 48 |
| | (3) 地域文化の伝承 | 49 |
| | (4) 再生可能エネルギー等の活用 | 49 |
| 8 | 半島防災の推進（災害対策の強化と安心・安全の確保） | 50 |
| | (1) 地域の実情に応じた防災・減災対策の推進 | 50 |
| | (2) 計画的な洪水・土砂災害・集中豪雨対策・海岸保全対策の推進 | 50 |
| | (3) 地震・津波や異常気象に備えた安心・安全の確保 | 52 |
| | (4) 雪に強い道路ネットワークの整備 | 52 |
| | (5) 原子力防災対策 | 52 |
| | (6) 老朽化したインフラ施設への対応 | 53 |
| 第3 | 計画の推進 | 53 |
| | 1 計画期間 | 53 |
| | 2 推進体制 | 53 |
| | 3 達成状況の評価 | 53 |

第1 基本方針

1 地域の概況

(1) 位置・地勢等

～人々を魅了する自然景観に恵まれた丹後地域～

丹後地域（宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町）は、京都府の最北部に位置している。東は舞鶴市、西は兵庫県豊岡市、南は福知山市に接し、面積は約 845 km²であり、府全体（4,612 km²）の約 18%を占めている。

丹後半島の東と西には、それぞれに砂嘴を持つ宮津湾と久美浜湾が広がっている。南には大江山連峰、中央には丹後山地が連なり、その中央部を竹野川が流れている。由良海岸から久美浜湾に至る海岸線は変化に富み、天橋立、伊根湾、経ヶ岬、夕日ヶ浦など、多様で貴重な地質遺産が点在するとともに、東側は丹後天橋立大江山国定公園、西側は山陰海岸国立公園に指定されている。

また、京都府自然環境保全地域に指定されている上世屋をはじめ、内山のブナ林、鳴き砂で有名な琴引浜、日本の棚田百選に選定された袖志の棚田、さらには各所に湧出する 170 を超える温泉など、自然景観に恵まれた地域である。

四季の変化に富む日本海型気候により、夏は気温が高い日が続き、晩秋から冬にかけては「うらにし」と呼ばれる季節風とそれに伴う時雨により天候が不安定となる。冬季には山間部で 1 m を超す積雪が見られることもある。

こうした気候は、生活に厳しさをもたらす一方で、良質な水や適度な湿気が米作りをはじめとする農林水産業や丹後ちりめんなどの織物業に対する恵みとなってきた。

(2) 歴史・文化

～歴史・文化のロマンあふれる丹後地域～

丹後地域は、縄文・弥生時代から大陸との交流が活発に行われていたと考えられている。蛭子山古墳など日本海三大古墳をはじめとする古墳群が残されていることから、いわゆる「丹後王国」として「大和朝廷」に比肩する独自の繁栄を遂げていたと言われている。

その後、奈良時代の和銅 6（713）年に丹波国から分かれ丹後国が置かれたが、江戸時代には宮津藩、峰山藩と田辺藩（現在の舞鶴市）の三藩に分割され、さらに江戸中期以降は、幕府の天領として久美浜代官所が置かれた。明治維新後は、久美浜県が先に置かれ、廃藩置県による宮津県、峰山県、舞鶴県を経て、明治 9（1876）年には京都府に統合された。

以上のように、丹後地域は古くからの歴史を持ち、丹後七姫（安寿姫、乙姫、小野小

町、静御前、間人皇后、羽衣天女、細川ガラシャ) や、浦島太郎、徐福などの伝説・民話が数多く伝えられているほか、わが国最古の製鉄所遺跡である遠處遺跡製鉄工房跡、江戸後期の北前船で繁栄した豪商の住宅、重要伝統的建造物群保存地区の「伊根浦舟屋群」や「ちりめん街道」なども有する、歴史・文化のロマンあふれる地域である。

(3) 産業

～豊かな食、ものづくりの伝統・技術が息づく丹後地域～

産業分類別の就業比率は、第1次産業7%、第2次産業27%、第3次産業66%となっているが、基幹産業である農林水産業、織物業、機械金属業などの第1次産業及び第2次産業の比率が、他地域よりも高くなっている。

農林水産業においては、これまでに米の食味ランキングで通算12回の特A評価を受けている丹後産コシヒカリをはじめ、ブランド京野菜、間人ガニや伊根ブリなど丹後地域ならではの食に加え、京丹後茶、与謝野ホップ、丹後とり貝、丹後ぐじ、イワガキなど新たな農産物、ブランド水産物の生産等が始まるなど、「丹後・食の王国」と呼ぶにふさわしい豊かな食文化が形成されている。

また、ものづくり産業においては、織物業や機械金属業が地域に根付いている。織物業では、生活スタイルの変化や厳しい経済状況の中でも脈々と受け継がれており、令和2(2020)年には、丹後ちりめん創業300年を迎えたことを契機として、西陣織、京友禅と連携し、持続的に発展する「世界的なテキスタイル産地」を目指した取組が進められている。機械金属業では、精密型鍛造や精密機械加工をはじめ、自動車、航空機等の部品や半導体製造装置の製造などが行われており、約200の事業所が集積している。

(4) 人口等

～高齢者など人々が生き生きと活躍する健康長寿の丹後地域～

丹後地域では、全国や京都府の平均を上回る少子高齢化が進行しており、地域の社会経済全般にわたり様々な影響を及ぼしている。

令和2(2020)年の国勢調査における人口は89,638人であり、昭和45(1970)年の140,186人と比較すると、50年間で約36%減少しており、長期的な人口減少と高齢化が進行している。また、65歳以上の人口比率は、この間に11%から約39%へと大幅に上昇しており、保健・医療・介護体制の一層の整備と充実が求められている。

一方で、100歳以上の長寿者の比率が府平均の約2.5倍以上であるとともに、多くの高齢者が農林水産業等に従事したり、様々な行事や伝統文化の維持・継承に携わったりするなど、高齢者が健康で生き生きと活躍している地域でもある。

表 丹後地域の構成市町

| 市町名 | 面積 (km ²) | 人口 (人) |
|-------|-----------------------|--------|
| 宮津市 | 172.69 | 16,758 |
| 京丹後市 | 501.44 | 50,860 |
| 伊根町 | 61.95 | 1,928 |
| 与謝野町 | 108.38 | 20,092 |
| 計2市2町 | 844.46 | 89,638 |

(注) 面積：全国都道府県市区町村別面積調（令和7年） 人口：国勢調査（令和2年）

（５）生活基盤等

～関西・中京圏へのアクセス充実により発展をめざす丹後地域～

丹後地域には、関西・中京圏へアクセスする高規格幹線道路として、京都府の南北軸を形成する京都縦貫自動車道（京都市～宮津市）と、これに接続する舞鶴若狭自動車道があり、日本海国土軸を形成する地域高規格道路として、山陰近畿自動車道（鳥取市～宮津市）の早期整備が期待されている。

丹後地域の幹線道路は、国道176号、178号、312号及び482号に、府道網野岩滝線等の主要地方道が接続し、道路ネットワークが形成されている。

また、鉄道については、上下分離方式により運営されている京都丹後鉄道（丹鉄）が地域交通の基盤となっており、今後、人口減少等に伴う利用者数の減少が見込まれる中で、丹鉄や路線バス等の他の交通機関では運転手不足等により維持が困難となる懸念があるため、地域の生活や観光を支える重要なインフラとして、地域全体で維持・活用していくことが求められている。

2 現状及び課題

（１）交通・通信基盤

ア 交通

【現状】

- ・京都縦貫自動車道の全線開通及び山陰近畿自動車道の京丹後大宮ICまでの開通により、京阪神都市圏への所要時間が短縮され、観光客の増加や産業立地の進展等の効果が現れている。
- ・幹線道路は、国道176号、178号、312号、482号に府道網野岩滝線等の主要地方道が接続し、道路ネットワークを形成している。
- ・鉄道については、北近畿タンゴ鉄道(KTR)が、昭和63年7月に開業した宮福線と、平成2年4月に旧国鉄線から転換された宮津線を運営してきたが、過疎化・少子化やモータリゼーションの進展等により利用者数が減少し厳しい経営状況が続いてきたことも

あり、民間活力を導入した抜本的な経営改革として、運行と施設保有を分離する上下分離方式を採用し、平成 27 年 4 月から京都丹後鉄道（丹鉄）として運営を開始している。

- ・地域内の路線バスは、丹後海陸交通株式会社（本社：与謝野町）が、宮津市及び京丹後市峰山町を起点に幹線的なネットワーク網を形成しているほか、一部地域では公営バスが運行されている。
- ・タクシーについては、2 市 2 町を営業区域とする「丹後交通圏」が設定されているが、令和 7 年 3 月末の法人タクシーの届出台数は 37 台と少なく、タクシーの営業所が存在しない地域もあることから、乗合タクシーや自家用有償旅客運送の活用、MaaS（目的地までの移動手段の検索・予約・決済を一括して行うことができるサービス）の整備により、地域の実情に応じた生活交通の維持・確保に取り組んでいる。
- ・長距離高速路線バスは、丹後海陸交通(株)が京丹後市を起点に与謝野町及び宮津市を經由して京都縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道を走行し、京都又は大阪（一部伊丹空港経由）まで運行している。
- ・港湾については、地方港湾である宮津港、久美浜港の 2 港を有しており、また、日本海側拠点港である重要港湾・京都舞鶴港が本地域に近接している。

【課題】

- ・過疎化・少子化が進行する中、地域公共交通網を持続可能なものとするためには、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町の 5 市 2 町が策定した「京都府北部地域連携都市圏公共交通計画」及び、京都丹後鉄道の沿線自治体が策定した「京都丹後鉄道沿線地域公共交通計画」に基づく取組をより着実に進めることが必要である。
- ・鉄道や路線バスは、観光や通勤・通学などの交通手段として重要な役割を果たしているが、人口減少や少子高齢化が進み、利用者の減少や運転手不足が深刻化しており、どのように維持していくかが深刻な課題となっている。
- ・観光振興を図るためには、丹後地域と関西・中京圏を結ぶ動脈である京都縦貫自動車道と接続する山陰近畿自動車道の早期整備が強く求められている。早期全線開通に向け、京丹後大宮 IC～（仮）網野 IC 間の整備や、（仮）網野 IC～（仮）城崎温泉 IC 間のルート確定が重要である。また、国道 178 号などの観光地を結ぶアクセス道路の整備推進も必要である。広域観光の誘客、日本海国土軸の形成、災害に強い道路ネットワークの構築の観点からも、山陰近畿自動車道の整備は不可欠であり、丹後半島一周道路や山陰海岸ジオパーク関連路線の整備も併せて推進する必要がある。
- ・港湾については、宮津港・久美浜港の港湾施設が著しく老朽化しており、計画的な維持管理を行う必要がある。

イ 情報通信

【現 状】

- ・情報基盤の整備が進められているが、最先端のデジタル技術の活用により誰もが利便性を実感できる地域づくりの重要性が高まっている。

【課 題】

- ・一部地域では、光ファイバの未整備地域や携帯電話不感地域が残っている。
- ・デジタル技術を活用し、府民の安心・安全の確保、観光振興、府民満足度の向上に資する取組を推進する必要がある。
- ・インバウンド対策を強化するためには、キャッシュレスの促進、モバイルオーダー・決済システムの導入、多言語対応の情報サイトの整備が必要である。

(2) 観光・農林水産業振興

ア 観光

【現 状】

- ・観光入込客数は、平成26年7月に「海の京都観光圏」が観光庁から認定を受け、平成28年に一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社（通称：海の京都DMO）を設立して、観光振興に取り組んだことで令和元年にコロナ禍前最高となる約608万人を記録した。その後、コロナ禍の影響を受け大きく減少したものの、令和6年には約564万人となっており、コロナ禍の収束に伴い、インバウンドを中心に観光入込客数が回復しつつある。
- ・日本遺産「300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」（管内全市町）、「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」(宮津市)、「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」(宮津市)などの文化資源が存在している。さらに、「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟した「宮津湾・伊根湾」、古代丹後王国を伝える史跡、丹後七姫や浦島太郎等のロマン溢れる伝説など多くの魅力ある歴史・文化が存在している。また、「丹後産コシヒカリ」「間人ガニ」「丹後とり貝」「丹後ぐじ(アカアマダイ)」等の豊かな山海里の幸や地酒、多くの温泉もあり、立ち寄り湯も整備されている。
- ・京都丹後鉄道では、「丹後くろまつ号」等の観光列車の導入や企画列車の運行が行われている。京都舞鶴港では、大型クルーズ船に対応したふ頭整備が進められ、京都縦貫自動車道の全線開通や山陰近畿自動車道の整備が進んだことで、陸と海の双方から人とももの流れが増大しており、更なる観光客の増加や観光ルートの整備等が期待されている。

【課題】

- ・歴史・文化のロマンあふれる魅力的な観光資源が各地に点在しているが、十分に活用されていない。府立丹後郷土資料館を文化観光の拠点に位置づけ整備するとともに、点在する観光資源をさらに磨き上げ、京都丹後鉄道、路線バス、観光船等を活用して周遊する文化周遊観光を促進することで特定の地域に集中する観光客を分散し、経済波及効果の高い滞在交流型の観光地域づくりを推進することが求められている。
- ・観光入込客数の増加に向けては、国内外から選ばれる国際競争力の高い魅力あるブランド観光地域をめざす必要がある。また、優れた自然景観や歴史、文化、豊かな食、ものづくりの伝統や技術など、多様な地域資源を活用した「新たな起業」の促進も重要な課題である。
- ・地域の特性を生かしたスポーツ大会の開催が各地で増加してきており、住民がスポーツに親しむ環境づくりを進めることが求められている。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による旅行の形態や価値観の変化を受けて、生活文化や人と自然との共生など「本物の魅力」をかけあわせて新たな価値を創出し、地域に賑わいを生み出す交流を促進する必要がある。
- ・特定の地域に集中する観光客を周遊により分散化するなど、地域と調和のとれた「持続可能な観光」の実現をめざす必要がある。
- ・外国人観光客については、国や客層ごとの嗜好に応じた誘客の取組や受入れ環境の整備を進めることが求められている。
- ・地域では、宿泊施設、飲食店、観光関連業などの観光産業に従事する働き手の総数が減少傾向にあり、観光サービスの質や持続可能性に影響が生じている。個々の事業者では人材の募集や雇用に限界があり、十分な人材確保が困難となっている。

イ 農林水産業など「食」関連産業

(ア) 農林業

【現状】

- ・就業人口に占める第1次産業従事者の割合は7%であり、府全体の2%と比較して高い水準となっている。農業は、水稻を中心に、砂丘地や国営開発農地（国営農地開発事業により造成された農地）を利用した野菜や果樹等の生産が各地で行われており、丹後産コシヒカリ、ブランド京野菜、ナシ、ブドウ、桃、茶、ホップ等の魅力ある農産物が豊富にある。
- ・過疎化と高齢化が急速に進行する中で、販売農家数は過去10年で約3分の2に減少するなど担い手不足が深刻な状況となっている。
- ・イノシシやシカ等の有害鳥獣による農作物被害は依然として大きく、経済的損失にとどまらず、耕作意欲の低下による耕作放棄地拡大を招く要因にもなっている。

- ・近年、高温の影響による農作物の収量減少や品質低下に加え、渇水等の被害が拡大している。

【課題】

- ・都市部の大規模消費地までの距離があるため、輸送コストや夏季における鮮度保持のための冷蔵コストの増加が課題となっている。
- ・果樹等の輸出に向けた取組が近年増加しているが、特別な防除体系の対応や GAP 認証取得などのソフト面だけでなく、管理機械や集出荷場の再整備などのハード面の強化が必要である。また、国内需要に供給が追いついていない状況もあり、生産性向上に向けた取組が重要となっている。
- ・農商工連携による新たな商品開発をさらに推進し、高品質でブランド力の高い商品を創出するとともに、魅力ある「食」として最大限に PR し、販路拡大や食関連ビジネスの創出、「食の周遊観光」の推進につなげる必要がある。
- ・農業では、農家戸数の減少と高齢化が進行しており、特に中山間地域の水田地帯での担い手不足が顕著であることから、耕作放棄地の増加が懸念されている。これらの課題に対して、事業承継の促進やスマート農業の導入による新たな営農方法の推進が求められている。
- ・近年、福祉の現場では、利用者の就業率向上や生きがい支援の観点から農業への関心が高まっている。一方、農業分野では、従事者の高齢化や働き手の不足などが課題となっているため、農福連携による取組を進め、双方にとって有益な関係の構築が望まれている。
- ・野生鳥獣による農産物の被害を減少させるためには、集落ぐるみで効果的な被害防止対策を推進し、有害鳥獣の捕獲と併せて猪肉・鹿肉を食材として有効活用する取組を進める必要がある。
- ・クマの人家付近への出没や、サルの集落内への侵入による人への威嚇・住居侵入、シカ・イノシシによる車両衝突事故の多発など野生動物による被害が増加しており、野生動物からの安心・安全を確保するための取組が必要である。
- ・気候変動に対応する品種への転換や栽培技術の普及、農業経営基盤の強化の取り組みが必要である。

(イ) 畜産業

【現状】

- ・府内の肉用繁殖牛飼養頭数の約 45%が飼育されており、中丹・南丹地域への和牛子牛の供給地として重要な役割を担っている。独自ブランドの牛肉を販売する和牛飼養農家や、自農場の生乳を使用してアイスクリーム等の乳製品の加工・販売を行う酪農家など、6次産業化に取り組む農家も存在している。一方で、近年の飼料価格の高騰などにより、畜産農家を取り巻く環境は厳しさを増している。後継者不在の経営体が多

く、高齢化に伴う廃業が進行しており、畜産農家の戸数及び飼養頭数の減少が続いている。

【課題】

- ・和牛等の増頭を図るためには、後継者、新規就農者への経営支援を強化するとともに、水田農家や畑作農家との連携による地域内飼料の確保、6次産業化に取り組む畜産農家の販売力の強化を進め、丹後地域ならではの魅力ある「食」として畜産をさらに発展させていくことが求められている。

(ウ) 水産業

【現状】

- ・海域では、日本海固有の冷たい水の上を対馬暖流が流れているため、暖水性のブリ、サワラ、マグロ類や、冷水性のズワイガニ、ハタハタ、ニギスなど、多種多様な魚介類が漁獲されている。また、宮津湾や久美浜湾等の内湾では、ブリ、トリガイ、マガキ、イワガキなどの養殖が行われており、間人ガニ、丹後とり貝、丹後ぐじなど、新鮮で高品質なブランド水産物も水揚げされている。
- ・府内の定置網で漁獲される魚（ブリ幼魚等）や阿蘇海のアサリ稚貝の有効活用など、府の特性等を生かした養殖生産の推進に向けた実証試験が行われているほか、京都産をコンセプトとした養殖の推進に向けた新たなルールの研究、丹後とり貝等の出荷規格の再設定、新たな主力品目の開発による「京のブランド水産物」の再構築を推進している。一方で、漁業・漁村の担い手の減少や高齢化が進行しており、水産加工業も衰退傾向にある。加えて、地球温暖化による環境の変化や燃料・資材価格の高騰により、漁業の経営環境は厳しさを増している。

【課題】

- ・漁業・漁村の担い手の減少や高齢化などの課題に対応するためには、次世代の漁業経営者の育成・支援体制の整備が急務となっている。海の民学舎では新規就業者の育成が行われているが、府内の漁業就業者数や経営体数は減少傾向にあり、個人経営体の育成や新規就業の促進を通じて、次代の漁村を支える人材の育成を推進する必要がある。
- ・ズワイガニなど観光資源として集客力の高い水産物もある。また、定置網漁や干物作り等の各種体験、「漁港めし」等の食事提供、漁船を使ったクルージングや遊漁などの「海業」が各地で取り組まれている。今後は、これらの取組をつなぎ、観光産業と連携し、旅行商品化を進め、ビジネスとして発展させていくことも必要である。

(エ) 食品関連産業

【現 状】

- ・漬物、佃煮、豆腐、和菓子、アイスクリーム等の工場・工房のほか、酒造・醸造やワイナリーなど、地域の食材を活用した加工・販売施設が立地している。

【課 題】

- ・地産地消や観光の取組と連携した「食」をテーマとした地域振興を進めるためには、道の駅丹後王国「食のみやこ」等を「食」の拠点として位置づけ、ブランド化の推進や地域外への販売拡大に取り組むとともに、食品産業の集積を進め、地域経済の活性化につなげる必要がある。

(3) ものづくり産業等

ア 中小企業等地域産業

【現 状】

- ・約 300 年の伝統を誇る「丹後ちりめん」の産地として知られており、織物業が基幹産業の一つとして地域経済を支えてきた。丹後織物産地の生糸消費量は、全国の約 3 割を占め、絹織物産地として国内最大規模である。特に白生地織物の生産高は国内生産量の約 7 割を占めており、「日本最大の絹織物産地」としての地位を確立している。近年では、若手事業者を中心に、洋装やインテリアなどの新たな分野への進出や、海外市場への商品展開を行う事業者も生まれている。
- ・また、織物産地の発展を背景に育った機械金属業は、大手企業から受注をする下請企業を中心に裾野が広がり、地域を支える産業として着実に発展してきた。
- ・小売業の事業所数は、令和 3 年経済センサスによると 999 事業所であり、平成 28 年から約 120 事業所が減少している。

【課 題】

- ・消費者の生活スタイルやニーズの多様化等に対応して、幹線道路沿いの店舗の増加やコンビニエンスストアの進出が進む一方で、後継者不足等が課題となっている。商店街や個店の DX 化を促進し、高齢者や子どもの見守り、子育て世代への支援など、地域のコミュニティの場としての機能を発揮する商店街の取組を支援する必要がある。
- ・少子高齢化・人口減少を背景とした人材不足が課題となる中で、機械金属業の生産性や雇用規模を維持するためには、事業の適切な承継、新たな技術の導入や、人材確保・育成を図る必要がある。
- ・最先端のデジタル技術をいかし、生産性の向上や人手不足の解消を進める必要がある。
- ・地域を支える中小企業が、コロナ禍で変化したビジネス環境に柔軟に対応し、事業の

継続と発展を図ることが重要である。

イ 織物業

【現 状】

- ・丹後ちりめんの「白生地生産量」は、13.2 万反（令和 6 年）となっており、和装需要の低迷等で厳しい状況（ピーク時：920 万反（昭和 48 年））が続いている。「丹後ちりめん創業 300 年」を契機として、丹後織物産地が、今後も持続的に発展していくためには、情報発信機能拠点の整備、人材の確保・育成、技術の伝承が必要である。

【課 題】

- ・従事者の高齢化、後継者及び熟練技能者の不足、生産設備の老朽化等、生産基盤の課題への対応が求められるとともに、生地等の加工素材の生産にとどまらず、消費者向けの新商品開発や、大都市圏・海外への発信に取り組む地域のリーダー的企業の育成推進など、さらなる取組が求められている。

ウ 機械金属業

【現 状】

- ・京都府では、中小企業のための総合的な拠点である「丹後・知恵のものづくりパーク」を中心に、府北部のものづくり人材の育成や新規産業の創出支援を行っている。
- ・中小機械金属企業は、下請け加工が大半を占めており、グローバル化による競争激化、原材料費や光熱費の高騰により、厳しい経営環境に直面している。

【課 題】

- ・機械金属業は、高精度・高付加価値の部品加工技術を強みとする地域の基幹産業であり、さらなる発展に向けて、令和 5 年に「丹後機械金属業振興推進チーム」が設立され、航空宇宙分野への進出に向けた検討が開始されたところである。
- ・今後は、様々なニーズに対応し、企画・設計・製造までを一貫して行う企業の育成や、企業間連携による新たな製品づくりの取組を一層推進することが求められている。

（４）就業（担い手づくり、定住対策等）

【現 状】

- ・有効求人倍率は 1.58 倍（令和 6 年度）となっており、雇用情勢は改善傾向にある。しかし、進学や就職を契機に多くの若者が都市部へ流出しているとともに、労働需給のミスマッチも存在している。
- ・高等教育機関が存在しておらず、高等学校卒業に伴う若年人口の流出が人口減少の大

きな原因となっている。少子化の影響も重なり、地域に定着する若者が著しく減少しており、今後の地域産業を担う人材確保が求められている。

- ・一方で、自然に囲まれた農山漁村での暮らしを希望する人々が徐々に増加しており、U・Iターンによる就業者数が年々増加している。

【課題】

- ・地域の担い手を確保するためには、地元への若者の定着を図るとともに、地域に関心を持つ関係人口の拡大や、都市部の若年層を中心とした外部人材の移住促進に向けた取組の強化が必要である。あわせて、U・Iターンによる定住人口の拡大を図ることも重要である。
- ・人口の減少に対応し、地域社会の活力向上と持続的発展を実現するためには、移住の促進と、移住者等が地域で活躍できる環境づくりを推進する必要がある。
- ・移住者のための住居の確保や、空き家と移住希望者をマッチングする仕組みの整備も求められている。
- ・地域を支える人材が不足する中で、地域で活躍する若者等の増加を図るとともに、地域外の人材が持つ知識やスキルを地域に取り込むための仕組みづくりが必要である。

(5) 地域づくり（地域活動・地域間交流等）

【現状】

- ・京都府では、令和元年度から、地域交響プロジェクト交付金により、市町村と協力して地域課題の解決に向けた非営利活動が自立的に継続して実施できるよう支援を行っている。
- ・地域活動団体の交流・協働の拠点として丹後 NPO パートナーシップセンターを設置し、特定非営利活動法人（NPO 法人）等への支援を行ってきた。令和6年度末現在、NPO 法人数は51 法人となっており、今後は、団体間の情報交換等を通じた活動の輪の拡大が求められている。
- ・20～30 歳代の人口比率が府平均と比較して低く、地域の活性化を牽引する次世代の人材が不足している。
- ・中山間地域等においては、令和4年度から人口減少・高齢化に対応できる農村RMO※の形成に取組む地域への支援が行われており、与謝野町与謝・滝・金屋地区等で取組が進められている。

※複数の集落機能の補完、農用地保全活動や農業を核とした経済活動に加え、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

【課題】

- ・10～20年後を見据え、未来を担う子どもたちに地域の自然・歴史・文化の学習や体験を通じて地域で生きる魅力を伝え、ふるさとへの誇りと愛着を育むことで、地元への定着を促進する仕組みづくりが求められている。
- ・高齢化が進む中で、100歳以上長寿者の割合が府内平均の約2.5倍となっており、高齢者が地域の担い手として健康で生き生きと活躍できる環境の整備が必要である。
- ・多くの高齢者が現役で農林水産業や織物業などに従事しており、意欲のある高齢者の活躍を進める取組が必要である。
- ・農山漁村地域では、担い手不足や過疎化・高齢化の急速な進行により、生産活動のみならず、集落機能や地域の活力の低下が懸念されている。農林漁業の持続的な発展を通じて、美しい風景、豊かな生態系、環境等を維持・保全する仕組みの構築と、都市部とのネットワークの充実が必要である。
- ・過疎化・高齢化が顕著な農山漁村地域では、次世代の地域の担い手を確保することが求められている。
- ・地域資源の魅力向上と交流人口の拡大を図るためには、域内各地をネットワーク化して連携を強め、地域が一体となって取組を進めていくことが不可欠である。
- ・地域の重要課題を解決するためには、各地域で活動する団体間のつながりを強めるとともに、行政との協働を拡大して取り組むことが求められている。
- ・平成30年にNPO法人国際ボランティア学生協会（通称：IVUSA）と丹後広域振興局との間で包括連携協定を締結し、阿蘇海の牡蠣殻拾いや生き物調査など、年間延べ200名を超える大学生ボランティアが管内で活動している。今後は、こうした取組のさらなる広がりが期待されている。
- ・各学校では、一人ひとりを大切にされた教育活動にとどまらず、学校・家庭・地域がそれぞれの強みをいかして連携・協働する教育の推進が必要である。
- ・食育については、各取組の連携が広がりつつある。今後も、学校現場での取組に加え、地域全体としての食育の推進に対する支援を継続することが求められている。

（6）府民安心のまちづくり

ア 子育て支援

【現状】

- ・合計特殊出生率は1.67人であり、京都府や全国に比べ高い水準にある。しかしながら、高校卒業後に都市部へ流出する者が多く、また、Uターン者は一部にとどまっているため、若年人口の減少が著しく、出生数も過去10年で640人（平成25年）から409人（令和5年）へと減少している。
- ・出生数や児童・生徒数が年々減少する一方で、子育てに係る精神的負担の増大など

様々な悩みを抱える家庭が増加している。

【課題】

- ・ 少子高齢化及び人口流出が進行し、出生数の減少に歯止めがかからない中で、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進める必要がある。
- ・ 女性が活躍できる環境づくりを一層整備するためには、住民や企業等の意識改革と職場環境の改善が求められている。
- ・ 少子高齢化に伴う人手不足の中で、女性の就業継続や男性の家庭・地域参画を促進するため、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む必要がある。

イ 地域医療

【現状】

- ・ 「丹後医療圏」には府立医科大学附属北部医療センターなど6つの病院と複数の診療所が存在し、新型感染症への対応も含めて、圏内の病院等が連携して地域医療を守る取組を進めている。
- ・ 医師をはじめとする医療従事者が慢性的に不足しており、人口当たりの医師等の医療従事者数も全国平均を大きく下回っている。
- ・ 京都府立看護学校が立地し、府北部地域をはじめとする地域の看護人材の養成を行っている。

【課題】

- ・ 京都府立医科大学附属北部医療センターを核として、医療・介護・福祉機関等のネットワークをさらに強化し、地域全体での医療連携体制を充実していく必要がある。
- ・ 京都府立医科大学や京都府立看護学校などと連携を進め、地域の医療従事者を確保・育成していく必要がある。
- ・ 地域の健康課題として、運動不足や塩分摂取量の多さ等が挙げられており、死因の第1位である「がん」の予防も含め、健康寿命の延伸に向けた取組を進めることが求められている。

ウ 社会福祉（高齢者・障害者福祉、自殺対策）

【現状】

- ・ 高齢化が府内で最も進んでおり、認知症や慢性疾患を抱える高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアの充実を図る必要がある。
- ・ 高齢化率は40%近くに達しており、認知症をはじめ介護サービスを必要とする方や、見守り・生活支援サービスを必要とする方が著しく増加しているが、介護・福祉人材の不足も深刻化している。

- ・令和6年度末現在、身体障害者手帳取得者は6,019人であり、そのうち65歳以上の方は83.0%と高齢化が進行している。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数や、自立支援医療対象者数も年々増加している。
- ・令和6年には15人が自殺で亡くなっていると同時に、未遂者はその10倍にのぼるとも言われており、自殺は重大な社会問題、地域問題となっている。
- ・部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者、外国人、LGBT等に対する差別など、様々な人権問題が依然として存在している。

【課題】

- ・地域密着型のグループホームや小規模多機能型居宅介護施設等の整備を必要に応じて進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのさらなる推進が求められている。また、特別養護老人ホームについても、地域における必要量を十分に見極めた上で、在宅福祉と施設福祉のバランスを保ちながら整備を検討することが求められている。あわせて、介護・福祉職をはじめとする人材の確保対策を構築することが急務である。
- ・障害者雇用率2.5%の達成をめざし、企業の理解促進に向けた普及啓発を進めていく必要がある。また、高齢者・障害者が安心して暮らし、地域を担う一員として活躍できる環境づくりも求められている。
- ・自殺を防止するためには、「みんなで支えあう丹後こころの支援ネットワーク」（平成25年1月設立）を中心に、行政と様々な機関・団体・企業が一体となって啓発活動や声かけ等、地域の見守り体制を強化する必要がある。
- ・外国人が安心して暮らせる環境の整備と、多文化共生の取組を推進することが求められている。

エ 下水道、生活排水、廃棄物処理

【現状】

- ・令和6年度末の汚水処理人口普及率は86.8%であり、府内全体の98.8%と比較して12ポイント低い水準となっている。
- ・汚水処理の整備率は、集落排水で100%に達しているが、公共下水道は94.0%、浄化槽による個別処理は54.1%にとどまっている。
- ・公共用水域の水質汚濁の状況を見ると、生物化学的酸素要求量（BOD）の発生源別の発生負荷量において、家庭からの「生活排水」が4割を占めており、特に未処理の生活排水の影響が大きい。
- ・一般廃棄物については、宮津市、与謝野町、伊根町で共同処理を行っており、京丹後市では単独処理が実施されている。

【課 題】

- ・高齢化や後継者不在等により水洗化が伸び悩んでいる。
- ・下水道等生活排水処理施設の整備・維持管理には多額の費用がかかり、財政基盤の脆弱な市町にとって大きな負担となっている。
- ・住民も下水道使用料や受益者負担金としてこれらの費用の一部を負担する必要がある。
- ・一般廃棄物については、人口減等に伴い排出量は減少傾向にあるが、一人あたりの排出量は域内で差があるもののほぼ横ばいで推移している。今後は、更なる発生抑制等の取組を進めていく必要がある。また、産業廃棄物についても、減量化とリサイクルの推進が求められている。
- ・地域の水環境・自然環境の保全・活用と地域コミュニティの維持については、市町や地域団体等と連携し、取組を推進する必要がある。

オ 住宅、公園等

【現 状】

- ・低所得者など住宅に困窮する者に対し、21団地802戸の府営住宅等を所得に応じた家賃で供給している。
- ・都市計画区域内の1人当たり公園面積において、丹後2市は府全体の平均を上回っている。しかしながら、京丹後市には街区公園や地区公園がなく、各地域において均衡ある公園の配置は実現していない。

【課 題】

- ・若者の定住やU・Iターンを支援する魅力ある住宅、進出企業の社員住宅の確保など、地域産業の振興にもつながる住宅の供給とともに、高齢者福祉と住宅などの連携を検討し、地域のニーズに応じた住宅供給を展開することが求められている。既存住宅についても、耐震改修等を促進し、災害に強い安心・安全な住宅ストックの形成を図る必要がある。
- ・住民が広範囲に分散して居住しているため、人々の交流の場や防災拠点となる公園等を各地に整備する必要がある。

カ 水資源

【現 状】

- ・半島西部を南から北に流れる2級河川竹野川をはじめとする中小河川が存在し、それらの表面水などが主要な水道水源として利用されているほか、地下水（井戸）等も利用されている。
- ・対象地域の水道普及率は99%を超えている。

【課題】

- ・人口減少等に伴う水需要の変動や施設の老朽化などを踏まえ、長期的な視点に基づき、適切な設備投資等を行う水道経営を推進する必要がある。

(7) 環境と文化の伝承

【現状】

- ・丹後半島は、東側に丹後天橋立大江山国定公園、西側に山陰海岸国立公園が所在しており、半島中央部の自然度が高いブナ林を有する丹後上世屋内山地域が京都府自然環境保全地域に指定されているほか、天然林等と一体となった歴史的風土を有する権現山が京都府歴史的な自然環境保全地域に指定されている一方で、木材価格の低迷や担い手の高齢化等により、適正な管理が行われていない森林が増加している。
- ・京丹後市の琴引浜、内山のブナ林、宇川等では、自然環境の保全活動が継続されている。伊根町の舟屋群、与謝野町のちりめん街道、京丹後市久美浜町の一区等では、町並み保全に向けた取組が進められている。
- ・「宮津天橋立の文化的景観」は国の重要文化的景観に選定されており、天橋立周辺では、天橋立周辺地域景観計画に基づき、町並みの保全や阿蘇海の環境改善が行われている。また、天橋立では、世界文化遺産登録をめざした活動が展開されている。
- ・古墳や社寺等の歴史的建造物が多く存在し、豊かな歴史と文化を有している。伝統的な技術や祭礼行事は、少子高齢化の影響により、伝承が困難になりつつある。地域活動団体等によって、「藤織り」や「笹葺き民家」の維持、伝統芸能「翁三番叟」の継承に向けた取り組みが行われている。
- ・伝統芸能や行祭事など、地域に根ざした多くの文化活動が継続されてきたが、少子高齢化や地域コミュニティの衰退により、担い手が不足し、継承が困難な地域が生じている。

【課題】

- ・先人が守ってきた自然や暮らしを地域の資産として伝えていく必要がある。
- ・京都府・兵庫県・鳥取県にまたがる「山陰海岸ジオパーク」では、地質遺産を活用したジオツーリズムや、科学者等の専門家と地元ガイド等によるネットワークづくりが進められており、丹後地域の豊かな自然環境を地域振興に活用するためには、コーディネーター的役割を担う人材の育成が必要である。
- ・森林の荒廃により、林床に光が届かず植生が育たないことで降雨による表土の流出が発生しているなど、環境や防災に与える影響が懸念されており、森林の整備・保全を進めるため、木材や竹材の利用を促進し、森林施業の担い手を確保するとともに、就業者の定着を図る必要がある。

- ・小規模に点在する人工林が多く、森林経営計画の策定が進んでいない状況であり、市町や森林組合等の事業体に対して、実施体制の整備に向けた支援が必要である。
- ・地域の人々が主体となって芸術文化活動に関わる環境づくりを促進するとともに、芸術文化活動の発表の場を活用した交流人口の拡大など地域の活性化につなげる取組の推進が必要である。
- ・府民生活の安心・安全の確保や地球温暖化防止の観点から、再生可能エネルギーをはじめとする多様なエネルギーの導入を推進する必要がある。

(8) 災害対策の強化と安心・安全の確保による半島防災の推進

ア 地域の防災・減災対策

【現 状】

- ・近年、局地的な豪雨等による災害が全国各地で頻発しており、丹後地域でも台風や局地的豪雨による風水害、豪雪による被害がほぼ毎年発生している。特に、平成16年の台風23号は丹後地域に戦後最大規模の被害をもたらした。この災害では、市町、消防機関、警察、自衛隊、地域の自治組織、ボランティア団体など多くの組織・団体が協力・連携して、救助・災害復旧活動に取り組んだ。
- ・令和6年能登半島地震では、避難所の衛生環境の悪化や避難生活の長期化により、多数の災害関連死が発生した。また、道路の寸断などにより、多数の孤立集落が発生した。
- ・令和6年能登半島地震等の近年の自然災害における教訓を踏まえ、京都府は令和7年5月に第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランを策定した。

【課 題】

- ・平成16年の台風23号の教訓を風化させることなく、行政と様々な団体や組織が連携して防災活動を推進する必要がある。住民一人ひとりが防災意識を高め、地域防災力を強化することが求められている。
- ・高齢者や障害者等の要配慮者に対し、災害時に的確な対応を行うとともに、対象者の情報を共有し、福祉避難所の設置等の対策を充実させる必要がある。
- ・異常気象時の通行規制により孤立する地域が存在するため、異常気象時の道路通行規制基準の見直しやダブルネットワーク路線の整備など、道路の強靱化を早急に進める必要がある。
- ・新たな感染症や大規模災害の発生に備え、迅速・的確な対応が可能な医療体制を整備する必要がある。
- ・避難所の生活環境改善を図るほか、医療・福祉や生活再建など、被災者の多様なニーズに対応する体制を確保し、災害関連死を防ぐ取組を進める必要がある。

- ・船舶やヘリコプターを使った海路・空路による救助活動や物資輸送体制の充実のほか、備蓄物資の最適な配置等、孤立対策を進めることが必要である。

イ 洪水・土砂災害・集中豪雨・海岸保全対策

【現 状】

- ・平成 16 年の台風 23 号では、大手川、野田川、福田川、川上谷川等が出水被害を受けた。被害後、各河川で災害復旧工事等を実施するとともに、河川整備計画を順次策定して、継続的に河川改修を進めている。しかしながら、人家等に浸水被害を及ぼす可能性のある中小河川が依然として存在している。
- ・土石流、急傾斜、地すべり等の土砂災害警戒区域などが約 3,000 カ所存在している。
- ・各地で人的被害を伴う土砂災害が発生しており、特に、避難所や要配慮者利用施設を含む土砂災害特別警戒区域においては、砂防等の施設整備の推進が強く望まれている。
- ・近年頻発する集中豪雨により、規制雨量を超えることで道路通行止めが発生している。さらに、道路の決壊等により集落が孤立する事態も生じている。路面冠水によって交通支障をきたす道路も確認されている。
- ・日本海沿岸は、冬季の風浪などによる海岸侵食が見られる侵食性海岸であり、日本三景の一つである「天橋立」をはじめ、白砂青松等の優れた自然景観が広がっている。

【課 題】

- ・各地で浸水が発生しており、過去に繰り返し浸水被害が確認されている市街地部では、河川整備が急務である。また、人家等に浸水被害を及ぼす可能性のある中小河川については、整備計画を策定し、継続的に治水対策を進めていく必要がある。
- ・気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域に関するあらゆる関係者が協働し、総合的・多層的な治水対策として被害を軽減させる「流域治水」に取り組む必要がある。
- ・山地の荒廃に起因する土砂流出を伴う災害が増加しており、山林から海まで水系一貫となる土砂災害防止対策が必要である。
- ・ため池の決壊時に「ため池安心・安全マップ（ハザードマップ）」に基づき安全に避難できるよう、地域住民への周知や活用を図る取組が必要である。
- ・老朽化等により地震や大雨時に決壊する恐れのある防災重点農業用ため池については、防災工事等を集中的かつ計画的に推進する必要がある。
- ・森林の荒廃が進行しており、防災の観点からも適正な森林管理と治山対策を推進する必要がある。
- ・近年、豪雨が頻発しており、災害発生時には早期復旧と再発防止対策を講じるとともに、豪雨に備え、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策を推進する必要がある。
- ・気候変動の影響による海面水位上昇などの影響を踏まえた津波・高潮対策を行う必要

がある。

- ・侵食が著しい海岸に対して、海岸保全対策を行う必要がある。
- ・老朽化が著しい海岸保全施設について、計画的な維持管理を実施する必要がある。
- ・天橋立の景観を保全するため、天橋立公園松並木景観保全計画に基づき、松並木の適正な保全と養浜等を計画的に実施する必要がある。

ウ 地震・津波災害対策

【現 状】

- ・地域は三方を海に囲まれ、山がちな地形等の半島の地理的特性を有している。
- ・地震・津波による影響が懸念される活断層が多数分布しており、地域内にも郷村断層帯や山田断層帯が存在している。
- ・令和6年能登半島地震では、地震の揺れや津波による被害に加え、代替ルートが少ない山がちな半島の先という特性から、道路や港湾等の大規模な損壊、ライフラインの寸断・途絶等甚大な被害が発生、多数の孤立集落が発生した。

【課 題】

- ・当地に大きな災害をもたらした北丹後地震（昭和2年）の発生から100年近く経過しており、津波や液状化の被害も想定しながら、改めて大地震に備えた避難体制を整備する必要がある。あわせて、交通等の基盤整備、建物や構造物の耐震対策、道路啓開体制の迅速な確保を推進する必要がある。
- ・災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道補助国道等の整備促進を図る必要がある。

エ 雪害・原子力防災・インフラ老朽化対策等

【現 状】

- ・地域の気候は冬季の大雪が特徴の日本海気候の特性を有しており、全域が豪雪地帯に指定されている。
- ・近隣には関西電力株式会社高浜発電所や大飯発電所が立地しており、宮津市と伊根町の一部が高浜発電所の緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に含まれている。
- ・架設後50年以上の橋梁の割合は、10年後には60%を超える見込みであり、老朽化するインフラ公共施設は今後も増大する。

【課 題】

- ・車が主な交通手段であるため、冬季の積雪時における道路の通行を確保する必要がある。
- ・原子力災害に備え、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に含まれる宮津市及び伊根

町においては、防護対策と広域避難体制の整備や、住民等の円滑な避難を実現するための道路の整備も併せて進める必要がある。

- ・UPZ の範囲を越える地域についても、広域避難者の受入体制に加え、非常時を想定した避難体制の確立など、広域的な防災体制を充実させる必要がある。
- ・必要なインフラ機能を維持するため、インフラ長寿命化計画に基づき、各施設の特性に応じた点検・診断を実施し、計画的な修繕等を通じて適切に維持管理を行う必要がある。
- ・府内及び近隣府県において高病原性鳥インフルエンザや豚熱が発生しており、家畜伝染病のまん延を防止するための対策を強化する必要がある。

3 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 基本的方向

安心して「元気」に住み続けることができ、希望が持て夢が実現できる丹後地域の実現に向け、次の三つの地域づくりをめざして施策を推進する。

- ・大規模自然災害等にも対応できる地域強靱化の取組が進み、誰もが安心して健康に生き生きと住み続けることができる「安心・安全な地域」
- ・観光、ものづくり、農林水産などの地場産業が栄えるとともに、新たな産業を生み出す「活力のある地域」
- ・丹後に住み、関わる一人ひとりがそれぞれの力を発揮しながら地域産業やコミュニティを担う「誰もが活躍できる地域」

なお、施策の推進に当たっては、人権を尊重しながら府民個々の能力が発揮できるように、地域の特性を踏まえ「様々な主体との連携・協働・共創」の視点で実施することとし、特に、地域の強みである「豊かな食」、「ものづくりの伝統・技術」、「魅力あふれる歴史・文化」を生かし、各市町や関係団体などと連携しながら戦略的に取り組むこととする。

(2) 重点とする施策

ア 地域内外の交流を支え、活発にする交通、通信基盤の整備

駅等を拠点とするコンパクトなまちづくりや魅力的な観光まちづくりを推進するとともに、拠点間や、拠点と目的地を有機的に結ぶなど、地域産業を支える道路や

港湾、情報通信といった基盤の充実を図るとともに、公共交通網を充実させ、持続可能で住みやすい地域社会の実現を図る。

- (ア) 観光を支える基盤づくり
- (イ) 産業振興の基盤となる道路整備の推進
- (ウ) 持続可能な公共交通網の実現
- (エ) 港湾施設の整備
- (オ) 情報通信関連基盤の整備

イ 丹後地域の活性化を牽引する観光振興

海の京都エリアの中でも特に観光客の多い天橋立の周辺部に立地する府立丹後郷土資料館を拠点に文化周遊観光を推進するなど、地域の自然・文化・歴史遺産等の資源を活用した「観光」を牽引役として、交流人口の増加を促し、観光による波及効果を「食」関連産業をはじめとする多様な分野に広げ、雇用の拡大と地域の活性化を図る。

- (ア) 地域の魅力を結集した観光まちづくりの推進
- (イ) 文化周遊観光の推進
- (ウ) 丹後地域の食の魅力発信と生産力強化
- (エ) 「食」を支える基盤づくり

ウ ものづくり産業等地域産業の振興

地域の活性化を支える基幹産業である織物業・機械金属業などの「ものづくり産業」について、航空宇宙産業への進出など世界に通じる新商品開発や試作品製造など多品種少量生産の時代の流れに対応できる「オンリーワン企業」の育成を推進するとともに、担い手の確保・育成を推進し、地域産業の振興を図る。

- (ア) エコノミック・ガーデニング方式等による中小企業成長・発展支援
- (イ) 「丹後・知恵のものづくりパーク」の技術支援・人材育成の拠点化
- (ウ) 丹後ちりめん等織物業や機械金属業の振興
- (エ) 商店街活性化支援

エ 地域産業を担う人づくり、就業支援体制及び若者の定着・定住対策の強化

丹後地域外に居住しながら地域と多様に関わる関係人口の創出・拡大を図るとともに、U・Iターンなど若者や子育て世代を中心に正規雇用による就職、定着・定住を支援することで、定住人口の拡大及び地域の経済・産業の活性化を図る。

- (ア) 地域産業を担う人づくり
- (イ) U・I ターンの推進
- (ウ) 働く場の確保

オ 地域づくりと地域間交流の強化

人口減少等で担い手不足が進む農村地域の担い手確保に向けた取組や地域住民による地域課題解決の取組への支援を進めるとともに、スポーツや観光などを通じた交流を促進することで、地域の生活や活動、地域内外の交流を支え、地域に誇りと愛着を持って自分らしく暮らせる地域の形成を図る。

- (ア) 地域課題の解決に取り組む活動への支援強化
- (イ) 若者が誇りと愛着を持って暮らせる地域づくり
- (ウ) 地域を担う人づくり
- (エ) 地域間交流の促進
- (オ) ふるさと保全・農村再生活動

カ 府民安心のまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、子育てができるよう、保健・医療・福祉施策を一層充実させ、健康長寿で安心して暮らせる地域づくりや、若者が安心して結婚・出産・子育てができる地域づくりを進めるとともに、交通安全の確保や悪質商法等による被害防止など、暮らしを取り巻く安心・安全の確保を図る。

- (ア) 総合的な少子化対策の推進
- (イ) 府立医科大学附属北部医療センターを核にした地域医療体制・医師派遣機能の充実・強化と「たんご健康長寿日本一」の推進
- (ウ) 社会福祉の向上
- (エ) 暮らしを取り巻く安心・安全の確保
- (オ) 生活環境の整備

キ 環境と文化の伝承

豊かな自然・景観・環境・文化を守り育て、次世代へ継承する。また、地域の特性をいかした環境事業や、地域資源、自然を活用したエネルギー事業など、新たな方策による地域活性化を図る。

- (ア) 山陰海岸ジオパークや天橋立等丹後地域ならではの自然環境・文化の保全と発信
- (イ) 豊かな自然環境を守り育てる取組の推進
- (ウ) 地域文化の伝承

(エ) 再生可能エネルギー等の活用

ク 半島防災の推進（災害対策の強化と安心・安全の確保）

集落が孤立しやすいなど半島の地理的特性を踏まえ、過去の経験を超える大規模水害や、日本海沿岸での発生が想定される地震による津波、雪害等地域特有の災害などに備えて、災害に強い地域づくり、人づくりを推進するとともに、災害に強い道路ネットワークの構築、建物の耐震化、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を強化し、地域の安心・安全の確保を図る。

- (ア) 地域の実情に応じた防災・減災対策、国土強靱化の取組の推進
- (イ) 計画的な洪水・土砂災害・集中豪雨対策・海岸保全対策の推進
- (ウ) 地震・津波や異常気象に備えた安心・安全の確保
- (エ) 雪に強い道路ネットワークの整備
- (オ) 原子力防災対策
- (カ) 老朽化したインフラ施設への対応

第2 振興計画

1 地域内外の交流を支え、活発にする交通、通信基盤の整備

駅等を拠点とするコンパクトなまちづくりや魅力的な観光まちづくりを推進するとともに、拠点間や、拠点と目的地を有機的に結ぶなど、地域産業を支える道路や港湾、情報通信といった基盤の充実を図るとともに、公共交通網を充実させ、持続可能で住みやすい地域社会の実現を図る。（再掲）

(1) 観光を支える基盤づくり

観光産業をさらに発展させるため、地域の内外を結ぶアクセス道路の整備を推進する。

ア 山陰近畿自動車道の早期完成

- ・山陰近畿自動車道の早期全線開通に向け、京丹後大宮 IC～（仮）網野 IC 間を整備し、（仮）網野 IC～（仮）城崎温泉 IC 間のルート確定を推進するとともに、IC アクセス道路（国道 312 号大宮峰山インター線）の整備を推進する。

イ 丹後半島一周ルートの基盤整備

- ・地域に点在する名所や景観地の周遊の利便性を向上させる観光道路を整備する。
- ・自転車道のリニューアルや地域の観光地を巡るサイクリングコースの路面表示等の整備を推進する。
- ・国道 178 号（カマヤ工区、袖志工区）及び浜丹後線（上野平バイパス）の丹後半島一周道路の整備、並びに国道 178 号（宮津市日置～伊根町）の整備を進める。

ウ 広域観光アクセス等の道路整備

- ・「海の京都」観光圏の交通ルートや、国道 178 号等の山陰海岸ジオパーク関係路線の整備を推進する。
- ・網野岩滝線（外村バイパス）、間人大宮線（丹後工区）、宮津養父線（岩屋峠）、掛津峰山線（丹波バイパス）、久美浜湊宮浦明線（西回り線）、国道 312 号（五箇バイパス）等の整備を進める。

エ 子どもや高齢者にやさしい歩行エリアの整備

- ・安全な通学路等を確保するため歩道（国道 312 号（久美浜町栃谷）、網野峰山線（網野町郷）等）整備を推進する。

(2) 産業振興の基盤となる道路整備の推進

産業振興と経済の活性化を図るため、高速道路網（山陰近畿自動車道）の整備を推進する。

- ・日本海国土軸を形成する鳥取市～宮津市間の高規格道路として、山陰近畿自動車道の早期整備を促進する。
- ・山陰近畿自動車道の早期全線開通に向け、京丹後大宮 IC～（仮）網野 IC 間を整備し、（仮）網野 IC～（仮）城崎温泉 IC 間のルート確定を推進するとともに、IC アクセス道路（国道 312 号大宮峰山インター線）の整備を推進する。（再掲）

(3) 持続可能な公共交通網の実現

上下分離による鉄道事業の再構築を行った京都丹後鉄道をはじめ、地域全体の公共交通の利便性向上を図る。

ア 京都丹後鉄道の基盤整備等

- ・京都丹後鉄道の安心・安全・快適性の向上を図るため、基盤部分（線路・電路・車両等）の整備に対する支援を行う。
- ・駅施設の利用環境を改善するため、待合施設、トイレ、荷物ロッカー、売店等の整備やバリアフリー化を進めるとともに、バス事業を含む地域公共交通において、タッチ決済を含むキャッシュレス決済の導入拡大を検討する。
- ・京都府北部地域連携都市圏公共交通活性化協議会や京都丹後鉄道利用促進協議会と連携し、京都丹後鉄道の利用促進をはじめ、公共交通の利用拡大に向けた取組を推進する。

イ 公共交通ネットワークの利便性向上

- ・地域の生活を支える京都丹後鉄道や路線バスネットワークを維持するとともに、乗合タクシーや自家用有償旅客運送の活用、MaaS（目的地までの移動手段の検索・予約・決済を一括して行えるサービス）の整備を進めることで、利便性の高い公共交通網の形成、生活交通の維持・確保を図る。
- ・小学生等を対象としたバスの乗り方講座の実施を通じて、公共交通の利用促進を図る。

(4) 港湾施設の整備

商業、観光・レクリエーション、漁業等、地域住民の生活基盤向上のため港湾施設の機能強化を図ることとし、老朽化した港湾施設の計画的な維持補修を推進する。

(5) 情報通信関連基盤の整備

ア 地域特性を踏まえた情報格差是正

- ・府民誰もがテレワーク・遠隔教育・遠隔医療等のサービスを利用できるよう、光ファイバ等情報通信基盤の地域展開を促進する。

イ AI など最新技術を活用した情報システムの拡充

- ・AI を活用した災害予測のほか、遠隔診療、MaaS など、府民生活に身近な防災・医療・交通等の分野におけるデジタル技術の実装を促進する。

ウ 観光振興やさらなる府民満足度向上のためのサービスを実現

- ・海の京都DMOを中心に、インバウンド向けコンテンツの磨き上げやインバウンド受入環境（多言語対応、無料Wi-fi通信環境等）の整備を推進する。
- ・キャッシュレス化に向けた取組を支援する。

2 地域の活性化を牽引する観光振興

海の京都エリアの中でも特に観光客の多い天橋立の周辺部に立地する府立丹後郷土資料館を拠点に文化周遊観光を推進するなど、地域の自然・文化・歴史遺産等の資源を活用した「観光」を牽引役として、交流人口の増加を促し、観光による波及効果を「食」関連産業をはじめとする多様な分野に広げ、雇用の拡大と地域の活性化を図る。（再掲）

(1) 地域の魅力を結集した観光まちづくりの推進

更なる誘客促進及び一人当たりの観光消費額の増加に向けて、多様な歴史と文化、優れた自然景観、豊富な食などの地域資源を「海の京都」の統一コンセプトのもとに磨き上げ、国内外から選ばれる国際競争力の高い魅力ある滞在交流型のブランド観光地域の形成をめざす。また、兵庫県や鳥取県、福井県との連携による周遊観光の提案などを通じて、広域周遊観光を推進する。

ア 魅力ある戦略拠点の形成と丹後地域の特色をいかした「海の京都」ブランドの確立

(ア) 「海の京都」の戦略拠点の整備促進

- ・「海の京都観光地域づくり戦略」に基づき、景観形成や修景整備等を推進するとともに、豊かな自然、歴史、文化、産業等を「海の京都」の統一テーマのもと、観光資源として磨き上げる取組を推進する。
- ・豊かな「食」、丹後天橋立大江山国定公園や山陰海岸ジオパークの美しい海辺の風景などの優れたあらゆる資源を活用した取組を推進する。

- ・着地型旅行商品の造成等により、2泊3日以上滞留型観光を促進する。

(イ) 四季折々の新鮮な食材 PR による地域ブランドの確立

- ・丹後産コシヒカリ、ブランド京野菜、果樹、ズワイガニ、ブリ、サワラ、ナマコ、アカアマダイ、トリガイ、カキ、アサリなど四季を通じた地域ブランドを確立し、地域の食材にこだわったメニューの開発、コンクール・試食会の開催、レストラン等への食材提供や大手商業施設での販促活動など、あらゆる機会を活用した PR を推進する。

(ウ) 「丹後地域ならではの」体験メニューの創出

- ・食の魅力の認知度向上に取り組むとともに、コト消費を拡大するための体験型商品の造成を促進する。
- ・「TANGO OPEN CENTER」を拠点に「丹後ちりめん」の魅力を生かしたツアーやオープンファクトリーなどに取り組み、地域産業と連携した観光コンテンツの創出を促進する。
- ・山陰海岸ジオパークエリアの府県市町と広域連携して整備したジオトレイルなど、地域の豊富な資源を生かした体験型観光を促進する。

イ 新たな周遊ルートの開設などによる観光誘客の促進

- ・京都舞鶴港・宮津港・伊根湾等へのクルーズ客船の寄港を促進するとともに、クルーズ船社等とも連携し、寄港地を起点とした周遊ルートを整備する。
- ・首都圏や北陸圏、中京圏、京阪神など広域からの観光誘客に向け、鉄道事業者等と連携した取組を推進する。
- ・海の京都DMO及び京都丹後鉄道と連携し、eバイク（スポーツ仕様の電動アシスト自転車）やトレイルルートを活用したアドベンチャーツーリズムを推進する。
- ・「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟した「宮津湾・伊根湾」において、海岸や海上でのスポーツなど、海を活用した取組を推進する。
- ・京阪神等からさらに丹後に足を向けてもらうための旅行商品の造成や仕組みづくりなどにより誘客を推進する。

ウ インバウンド対策の推進

- ・海の京都 DMO を中心に、インバウンド向けコンテンツの磨き上げやインバウンド受入環境（多言語対応、無料 Wi-fi 通信環境等）の整備を推進する。（再掲）

エ 観光地域づくりプラットフォームの設置と人材育成

- ・「海の京都」エリア全体を牽引できる中核人材（観光地域づくりマネージャー）と連

携し、エリア全体の観光をマネジメントするシステムを構築する。

- ・海の京都 DMO と連携し、インバウンド対応可能なローカルガイド等の人材の育成を推進する。

オ 広域観光プロモーションの実施

- ・海の京都 DMO と連携し、「海の京都」の統一的なテーマとコンセプトに基づく観光プロモーションの戦略的展開を図る。
- ・「海の京都」のブランド力を高めるため、HP の充実や SNS 等による情報発信を推進する。

(2) 文化周遊観光の推進

- ・府立丹後郷土資料館のリニューアルを契機として、地域の歴史や文化をいかした周遊観光の取組を推進する。
- ・日本遺産（丹後ちりめん回廊、北前船、西国三十三所観音巡礼）構成文化財などを活用し、関係自治体・団体と連携した観光誘客やまちづくりを推進する。

(3) 地域の食の魅力発信と生産力強化

魅力ある「食」を安心・安全かつ高品質で提供するとともに、生産力の強化及び新商品の開発等に取り組み、地域ブランドの向上を図る。

ア 地域の強みをいかした製品の増強

(ア) 「丹後産コシヒカリ」のブランド力向上

- ・丹後米改良協会を中心に生産者・関係者が連携して、近年深刻化している夏季高温への対応及び食味向上の取組等を強化する。
- ・青空教室や SNS を活用した技術情報の発信等を行い、産地全体の技術力向上を図るとともに、水田を活用した土地利用型作物の研究を推進する。
- ・丹後産コシヒカリのブランド力の向上や、「京式部」の生産拡大、実需者ニーズに応じた酒米や加工用米の栽培等を促進する。また、水田を活用した収益性の高い土地利用型園芸作物の栽培技術を確立する。

(イ) ブランド京野菜等の生産力強化

- ・新規生産者の確保、集落単位での取組及び農業団地化等の推進により生産体制を強化するとともに、生産技術の向上、ハウスや機械・施設の整備によって生産力の強化を図る。
- ・流通形態の多様化に対応した販路拡大及び食品製造業や外食産業との連携等への支援を行う。

- ・ブランド京野菜や加工契約野菜など園芸品目の生産力強化を図る。

(ウ) 丹後産宇治茶の産地確立

- ・国営開発農地を中心とした茶産地の確立に向け、優良茶園化への支援を推進する。
- ・製茶工程管理システムの実践指導が可能な技術者を育成するなど、製茶工場の運営・経営体制を確立するとともに、地域の気候風土に適した栽培技術及び製造技術等を確立する。

(エ) 「丹後地域ならではの」の農産物の産地育成

- ・国営開発農地を中心に、「完熟かぼちゃ」や「短形ごぼう」などの野菜類の新たな特産物を開発する。

(オ) 畜産業の振興

- ・水田農家及び畑作農家との連携により、飼料用米や稲発酵粗飼料の生産拡大を推進するとともに、安心・安全な畜産物を生産する農場を対象とした「京のこだわり畜産物生産農場」への登録を推進し、特徴ある畜産物の利用拡大を図る。
- ・畜産農家の法人化や畜産農家でのインターンシップ等の受入れを支援する。
- ・和牛振興基地をめざす碓高原牧場での生産拡大に向けて、優良和牛繁殖雌牛の導入により、遺伝的能力の高い子牛の生産拡大と安定供給を図るとともに、和牛の受精卵（胚）の生産譲渡拡大及び担い手農家への妊娠済繁殖雌牛の譲渡を推進する。

(カ) 基幹漁業（定置網、底びき網）等の振興

- ・ズワイガニ等の資源管理の強化と代船建造の促進による底びき網漁業生産の安定化を進めるとともに、資源管理・漁業経営安定対策の推進及び省エネ化により漁業経営の安定化を図り、「京のブランド水産物」の再構築を促進する。
- ・漁業と遊漁の漁場利用協定及び新漁業巡視艇等により、府海域の秩序維持及び水産資源の持続的利用を推進する。

(キ) 本府独自のつくり育てる漁業の技術等をいかしたブランド水産物の生産拡大

- ・久美浜湾等における漁によるトリガイ中間育成の実施、宮津湾等における「丹後とり貝」育成漁場の拡大及び漁業者と連携したイワガキ養殖種苗の供給体制の強化を進めるとともに、ブランド水産物の安心・安全確保のため、貝毒モニタリングを実施する。
- ・全国トップレベルの品質を目指し、「京鱒」の高品質出荷技術の普及を推進するとともに、新たなブランド水産物の創出に向けた研究開発を促進する。

イ 地域の特色をいかした新たな商品の開発や食関連ビジネスの創出

(ア) 新たな商品開発の支援等

- ・農産物を利用した新たな商品開発等に向けて、異業種交流等による地域食材をいかした新商品開発、食品関連事業者等の連携による地域の農林水産物の特性をいかした加工品の開発や商品のブランド化、6次産業化による農業経営体の経営強化に向けた取組を推進する。
- ・水産資源（例：サワラ、アカモク、ウニ等）を活用した商工連携（海業）等による新商品開発などを支援するとともに、ニギス等低価格魚の加工等による付加価値向上及び利用促進を図る。

(イ) 食関連ビジネスの創出

- ・丹後地域アグリネットをはじめ、関係機関や民間との連携による事業への支援を推進する。
- ・果樹等の海外輸出拡大に向け、実需者ニーズに応じた品質向上及び販路拡大を支援する。
- ・食生活や価値観の多様化に伴う消費傾向の変化に対応するため、食関連事業者による内食・中食需要に対応した商品開発を支援する。

(ウ) 道の駅丹後王国「食のみやこ」における10次産業化の推進

- ・道の駅丹後王国「食のみやこ」を、地域の食材をいかした加工品等開発・販売・物流・観光・人材育成等を総合的に展開する10次産業化の拠点として支援する。

ウ 観光との連携、販路開拓等

(ア) 道の駅丹後王国「食のみやこ」を拠点とした丹後地域の「食」の魅力発信

- ・道の駅丹後王国「食のみやこ」が実施する観光誘客をはじめ、新たな商品開発や多様なニーズに対応できる人材の育成を支援するとともに、「食のみやこ」と連携し、魅力ある食の情報発信を推進する。
- ・地域のいちおし食材の魅力発信や磨き上げなどにより、観光客が「食」を目的として地域を周遊する「食の観光」を推進する。

(イ) 地産地消の推進、地元製品のPR

- ・地域住民一人ひとりが地域への愛着を深めるとともに、地域の食文化を他地域にも発信できるよう、「きょうと食いく先生」等による小・中学校等への食育出前授業等、地域ならではの食育を推進する。
- ・食育活動のネットワーク化を進めるとともに、地域における食育推進の中核となる食育ボランティアを育成する。

(ウ) 地域の魅力ある食の情報発信

- ・海外輸出や観光との連携を通じて、新たな販売チャネルの拡大を支援する。
- ・農林水産物や加工品の販売拡大に向けて、食品企業やホテル等の実需者との交流会・商談会を開催する。
- ・地域特性である少量多品目の農産物生産に対応し、生産者と飲食店等のマッチングを通じて新たな販路開拓を支援する。
- ・地域のいちおし食材の魅力発信や磨き上げなどにより、観光客が食を目的として地域を周遊する「食の観光」を推進する。(再掲)
- ・農・水産物直売所による地元産品を使用した加工品の開発支援や消費者との交流イベントの開催を支援する。
- ・地域の直売所が連携して取り組む情報発信や出荷農家数の増加に向けた取組を支援する。

(エ) インターネット、情報誌を活用した丹後地域を代表する農産物・水産物の魅力の戦略的PR

- ・農産物の加工事業者を対象に、農林水産物の魅力をPRするとともに、市町と連携して関連企業の誘致を推進する。
- ・漁業や漁村の様々な資源の効率的な活用（海業）による都市と漁村の交流を促進し、地域住民の生活に豊かさをもたらす。

(4) 「食」を支える基盤づくり

豊富で魅力ある「食」を守り育てるため、担い手の確保・育成や経営力向上等を支援するとともに、農地や漁場等の生産基盤の保全・整備を推進する。

ア 担い手の確保・育成等

(ア) 新規就業支援、後継者の確保

- ・京都府農林水産業人材確保育成戦略に基づき、「農業チャレンジ支援事業」や「畜産人材育成研修制度」等を活用し、企業的経営を担う専門人材、法人等へ雇用就業する人材、地域社会の維持を図る兼業的な人材等、多様な人材の育成を推進する。
- ・なしやブドウなど地域のフルーツを活用した加工品等の新商品開発や経営の承継に向けた取組を推進する。
- ・漁業団体、沿岸市町と連携して「海の民学舎」の運営に取り組むとともに、チューター（指導役）の配置により、新規就業者や若手漁業者への個別指導とサポートを実施する。
- ・「海の民学舎」を中心に、若手漁業者を対象とした経営研修会や漁業会社の経営者・役員向けの経営能力を高めるための研修、事業の多角化を円滑に進めていくた

めの法人化セミナーの開催、ICT 技術等に精通した若手農漁業者の育成、経営の承継及び安定化を図るための取組等を推進する。

(イ) 地域計画の実現に向けた支援

- ・ 農業者を中心に地域の方々との話し合いにより作成された地域農業の将来像を示す「地域計画」に基づき、農地の集約化や担い手の育成に向けた支援を推進するとともに、引き続き地域住民を巻きこみながら地域計画のブラッシュアップを図る。

(ウ) 経営力向上のための支援

- ・ 農業ビジネスセンター京都等と連携した専門家派遣等によるビジネスプラン策定やマーケティングサポートの実施及び施設・設備整備への支援を行う。
- ・ 集落型農業法人の設立及び経営改善や地域の特性に応じた経営体育成の支援、酒米・加工用米・飼料米の生産拡大による水田の有効活用への支援を行う。
- ・ 「海の民学舎」における模擬経営計画の策定講習等を通じて、漁業経営者の企業的経営意識の向上と経営力の強化を図るとともに、地元資源を活用した漁村ビジネス（海業）の起業総合プロデュースが可能な人材を育成する。
- ・ 漁村ビジネス研修の受講者等を対象とした起業支援制度を創設し、サポートチーム及び支援員による伴走支援を行う。

イ 生産基盤の整備

(ア) 農業の生産基盤の整備

- ・ 農地の大区画化・汎用化や用排水施設の改良、スマート技術を活用した先進的な整備などを通じて、農業生産性の向上を推進する。
- ・ 事業所ごとの農業技術レベルに応じた栽培技術の指導や地域との円滑な連携を支援する。
- ・ 地域で排出される家畜ふん尿等を堆肥として活用するなど、資源循環型農業を推進する。
- ・ 国営開発農地における営農の継続に向けて、老朽化施設の更新や改良を進める。
- ・ 加工契約野菜の安定供給や生産拡大に向けて、JA と連携し、農業法人や集落営農組織等への栽培技術の支援を行うとともに、スマート農業機械の導入など生産基盤の強化を図る。
- ・ 農林水産業への AI 等の先端技術の導入を支援する。
- ・ 農地の適正な相続・管理や再生可能農地の担い手への集積を推進する。
- ・ 農業従事者以外の農村居住者に対して、農地の持つ多面的機能の理解を促し、保全活動への積極的な参加を促進する。

(イ) 水産業の生産基盤の整備

- ・環境保全（窒素・リンの吸収・固定や二酸化炭素の吸収）や、アワビ、サザエ等の磯根資源や稚魚の育成に重要な役割を果たす藻場の造成・改良・維持保全を実施するとともに、漁業経営の安定、漁場の利用調整等を目的とした漁場の造成・改良を進める。
- ・水産物の安心・安全を図り、付加価値を高めるための荷さばき施設や水産加工施設等の改修・整備促進、既存施設の耐震、耐津波対策及び機能保全、海岸保全施設の整備等を進めるとともに、京都府1漁協体制に適合した漁業施設の統合整理を図る。

ウ 有害鳥獣対策の推進

- ・市町、住民、猟友会と連携・協働し、有害鳥獣の捕獲体制の強化を図るとともに、防護柵の適切な管理や農地周辺環境の整備、捕獲の担い手確保等の取組を推進する。
- ・集落内に出没するクマを捕殺上限数の範囲内で捕獲し、農作物や人身の被害を防ぐ。
- ・サル個体数調整計画に基づく各種対策により、群の加害レベルを低減させるとともに、シカ・イノシシの捕獲を強化する。

エ 環境保全・資源循環型農業の推進

- ・有機農業やみどり認定制度に基づく取組、特別栽培米の取組拡大など環境にやさしい農業の推進、先進事例の提供を中心とした市町によるバイオマス利活用促進に対する協力・支援、地域内での水田や畜産農家との連携による飼料作物生産拡大への支援、環境にやさしい農業の実践者と消費者との連携支援、消費者の理解促進などの取組を進める。

3 ものづくり産業等地域産業の振興

地域の活性化を支える産業基盤である織物業・機械金属業などの「ものづくり産業」について、航空宇宙産業への進出など世界に通じる新商品開発や試作品製造など多品種少量生産の時代の流れに対応できる「オンリーワン企業」の育成を推進するとともに、担い手の確保・育成を推進し、地域産業の振興を図る。（再掲）

(1) 地域経済活性化に向けた中小企業の成長・発展支援や新産業創出支援

地域経済を支えてきた中小企業の経営安定、成長・発展を支援するとともに、地域の特色をいかした産業づくりやサステナブル産業の集積拠点の形成支援等により、地域経済の活性化を図る。

ア エコノミック・ガーデニング※の推進

- ・中小企業応援隊や技術応援隊等が連携した中小企業の成長段階に応じたきめ細かなコンサルティングの実施、経営改善等に取り組む企業に対する設備投資や販路開拓等への支援を行う。
- ・中小企業応援条例に基づく「元気印認定企業」や「知恵の経営の認証」による新事業展開や新たな需要の開拓等を支援する。
- ・産業支援機関等と連携して、中小企業・小規模事業者による AI・IoT を活用した経営革新を支援する。
- ・金融機関と経営支援機関が連携して伴走支援体制を構築し、厳しい経営環境にある中小企業の実状を踏まえたきめ細かな経営相談等を実施し、事業の継続を支援する。
- ・京都経済センター、(公財) 京都産業 21、商工団体及び金融機関等の関係団体と連携し、セミナーの開催や個別相談の実施、各種補助金の活用や融資による伴走支援を行う。

※エコノミック・ガーデニング

全ての中小企業を対象に、中小企業応援隊が訪問活動を行い、企業の課題を把握するとともに、経営基盤強化やセーフティネットづくりにより中小企業を支え、それぞれの企業の状態に応じて、基盤の安定化から経営改善、成長支援までを一貫して行う中小企業支援策をいう。

イ 地域の特徴をいかした産業づくり

- ・ものづくり工房・工場の消費者に対する PR、企業の意識改革と経営力の向上を図る「丹後ええもん工房」づくりを支援する。
- ・シルクテキスタイルの世界的な産地を目指し、西陣織・京友禅・丹後織物の3つの産地が連携し、世界のニーズに対応した魅力ある商品づくりを展開する。
- ・丹後織物の販路拡大を目指し、「TANGO OPEN CENTER」を拠点に、海外をはじめ商談機会の更なる創出を図るとともに、市場ニーズやターゲットを見据え、国内外のクリエイターの創作活動の拠点として新たな商品開発を支援する。

ウ ものづくり産業の PR 支援

- ・ものづくり産業（織物業、機械金属業）の集積地であることを地域の魅力として、「海の京都」の取組と連携した情報発信を行う。
- ・日本遺産「300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」の構成文化財などを活用した文化周遊観光の取組を通じて丹後織物の情報発信を行う。

エ 産業振興に向けた環境整備

- ・宮津エネルギー研究所用地や海洋センター等を活用し、資源の循環や水産業等の取組と連携するなど、サステナブル産業の集積拠点の形成を支援する。

- ・テレワーク・遠隔教育・遠隔医療等のサービスを利用する上で不可欠な、光ファイバ等の情報通信基盤の地域への展開を促進する。(再掲)

(2) 「丹後・知恵のものづくりパーク」の技術支援・人材育成の拠点化

「丹後・知恵のものづくりパーク」において、これまでの実績や経験の蓄積、様々な設備、ネットワーク等を最大限に活用した技術支援を行うとともに、企業ニーズに応じた「オーダーメイド型研修」を実施し、地場産業を担う人材を育成する。

- ・課題解決を目的とした異業種との連携による製品開発を支援するとともに、最先端技術機器を活用したものづくり技術のレベルアップを図るための取組を推進する。
- ・(公財)京都産業 21 北部支援センターと連携し、ものづくり事業者の育成と技術力向上を目的とした基礎研修や技術研修、技能検定対策講座を実施する。

(3) 丹後ちりめん等織物業や機械金属業の振興

高度な技術力を活用した新商品の開発及び販路開拓に取り組み、織物業及び機械金属業の振興と発展を図る。

ア 伝統・地域産業の生産基盤の維持・人材の確保

- ・丹後ちりめん創業 300 年の技術を次世代へ継承するため、若手職人等に対して織物の生産技術や新商品開発等技術の習得を支援するとともに、高付加価値な商品づくりまで企画・提案ができる人材を育成する。
- ・「ゆかた・きものを楽しむ日・月間」や着物着用者を優遇する観光イベントの実施など、「きもの着用」の機会を広げる取組を実施する。
- ・生産基盤の維持・発展に向けた加工・生産設備の導入等を支援する。
- ・人材確保につながる織物産地の魅力発信や人材の受入れを支援する。

イ 地域の技術や特性をいかした世界に通じる新商品開発・販路開拓

- ・丹後織物の販路拡大を目指し、「TANGO OPEN CENTER」を拠点に、海外をはじめ商談機会の更なる創出を図るとともに、市場ニーズやターゲットを見据え、国内外のクリエイターの創作活動の拠点として新たな商品づくりを支援する。(再掲)
- ・織物のシミュレーションソフトを活用し、丹後織物の試作やオンライン商談を支援する。
- ・研究開発意欲の高い企業との共同研究開発を通じて、新技術等の研究開発を支援する。
- ・VR 技術を活用した危険体験学習や設計演習等を実施し、企業のリスク回避や生産性の向上を支援する。

- ・京都経済センターとオンラインで結んだテレビ会議システムを活用した人材育成研修や起業、第二創業等の取組を支援する。
- ・バイヤーやクリエイター等と織物事業者をつなぐプロデューサーやマネージャーを育成する。
- ・地域の農林水産業等が抱える課題を解決する、機械金属や織物関連企業の強みを生かした新技術や新商品開発の取組を支援する。

ウ 多品種少量生産等多様な製品開発にも対応できる「オンリーワン企業」の育成

- ・人材育成研修の実施や産学公連携等により、企画から設計、製造まで対応可能な高い技術力を備えた「オンリーワン企業」を育成、支援する。
- ・企業の新たな分野進出や多角的な技術取得への支援により地域ブランディングを推進する。
- ・医療や福祉、健康などの分野への展開も視野に、国内外のデザイナーやバイヤー等が訪れる魅力ある産地づくりを推進する。
- ・宮津エネルギー研究所用地や海洋センター等を活用し、資源の循環や水産業等の取組と連携するなど、サステナブル産業の集積拠点の形成を支援する。（再掲）

（４）商店街活性化支援

消費者の生活スタイルの多様化等により厳しい状況が続く小売業や商店街の再生を図り、地域のにぎわいを取り戻す取組を推進する。

ア 商店街の「にぎわいづくり」支援

- ・商店街の空き店舗、空き家を活用したチャレンジショップやサテライトオフィスの設置等の取組を市町と連携して支援する。

イ 商店街の地域コミュニティ機能強化への支援

- ・商店街や個店のDX化を促進し、高齢者や子どもの見守り、子育て世代への支援など、地域のコミュニティの場としての機能強化に取り組む商店街を支援する。

ウ 中心市街地活性化の取組を支援

- ・市町がまちづくり計画を推進する中で取り組むまちなかにぎわいづくりや商業活性化に関する積極的、戦略的事業を支援する。
- ・地域の観光資源を有効活用しつつ、観光集客によるにぎわいづくりをめざす「まちなか観光」の推進等を図る。

4 地域産業を担う人づくり、就業支援体制及び若者の定着・定住対策の強化

丹後地域外に居住しながら地域と多様に関わる関係人口の創出・拡大を図るとともに、若者や子育て世代、U・Iターンなどによる移住者の正規雇用による就職、定着・定住を支援することで、定住人口の拡大及び地域の経済・産業の活性化を図る。（再掲）

（1）地域産業を担う人づくり

- ・多様な事業承継セミナーの開催や創業希望者と後継者不在企業とのマッチング、M & A手法の活用等により、中小企業の事業承継を支援する。
- ・市町や産業分野の枠を超えて、外国人労働者等を確保するための取組を推進する。
- ・漁業団体、沿岸市町と連携して「海の民学舎」の運営に取り組むとともに、チューター（指導役）の配置により、新規就業者や若手漁業者への個別指導とサポートを実施する。（再掲）
- ・シルバー人材センターの運営支援等を通じて、高齢者が持つ技術・経験の積極的な活用を図るとともに、次世代への継承のための取組を支援する。
- ・将来を担う人材を確保するため、インターンシップの受入れや高等学校の実習授業等への協力を拡大する。
- ・産業団体等と連携した小中学校への出前講座の実施などにより、将来を担う人材確保を推進する。
- ・若者から高齢者まで、あらゆる世代が参加しやすいリカレント教育の機会を提供する。

（2）U・Iターン等の推進

- ・京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく「移住促進特別区域」の拡大を図るとともに、移住者や関係人口が住民とともに地域社会の担い手として活躍できる地域づくりを推進する。
- ・京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会が運営する京都府北部UIターンプロジェクト「たんたんターン」との連携を強化する。
- ・居住可能な空き家物件の空き家バンクへの登録を促進する。
- ・京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づき、移住者が居住する空き家の改修等を支援する。
- ・移住が円滑に進むよう、受入地域における住民の意識の醸成など、地域の受け入れ体制整備に向けた研修を実施する。
- ・先輩移住者が移住後の体験や地域の魅力を発信する移住セミナーを開催する。
- ・「丹後らしい暮らし」を体感できる移住検討者向けの体感交流ツアーを実施する。
- ・移住者と地域とのミスマッチを防ぐため、地域の魅力や移住者に求める人物像など

を地域自らが積極的に発信する取組を支援するとともに、移住前に地域での暮らしを体験できる機会を創出する。

- ・関係人口の創出・拡大を図るため、二地域居住やワーケーション、都市部企業向けの研修旅行等の誘致を推進する。

(3) 働く場の確保

- ・市町や関係団体と連携し、テレワーク施設やサテライトオフィスの整備等を通じて移住者が地域で活躍できる環境づくりを行う。
- ・地域に関心を持つ都市部企業に積極的に働きかけ、企業誘致のほか、地域外の知識・スキル・人材・資金等と地域とのマッチングを推進する。
- ・国家戦略特区の認定を受けている「農業支援外国人受入事業」を活用し、外国人労働者の確保を支援する。
- ・京都式農福連携事業の推進により、障害者の農業への就業を支援する。

5 地域づくりと地域間交流の強化

人口減少で担い手不足が進む農村地域の担い手確保に向けた取組や地域住民による地域課題解決の取組への支援を進めるとともに、スポーツや観光などを通じた交流を促進することで、地域の生活や活動、地域内外の交流を支え、地域に誇りと愛着を持って自分らしく暮らせる地域の形成を図る。(再掲)

(1) 地域課題の解決に取り組む活動への支援強化

地域活動団体をはじめとする住民との協働体制を構築し、地域課題の解決に向けた活動を支援する。

ア 地域課題を解決する活動の新たな展開

- ・住民自身が多様な主体と連携・協働し、ビジネス的手法を活用して新たな仕事や働き方を創出することで地域課題を解決し、地域づくりに継続的に取り組む活動を支援する。
- ・住民、地域団体、行政等が幅広い意見やアイデアを出し合う場（プラットフォーム）を通じ、地域課題解決のための相互連携や新たな協働活動を創出する。
- ・京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会による、持続可能な地域づくりを目指した政策間連携の深化を支援する。

イ 丹後 NPO パートナーシップセンター機能の充実

- ・地域課題解決に向けた活動を支援する地域交響プロジェクトを推進するとともに、NPO パートナーシップセンター機能の充実を通じて、地域団体の活動を支援する。

(2) 若者が誇りと愛着を持って暮らせる地域づくり

未来を担う子どもたちが、ふるさとへの愛着や地元に対する誇りをもてるしくみをつくる。

ア 明日の丹後を担うひとづくり

- ・次代の担い手を育む循環を創出するため、学校・家庭・地域が連携・協働し、大人が子どもと対等に対話し、地域で生きる魅力を伝える場づくりなど、大人と子ども双方の主体性や当事者意識を醸成する環境づくりを推進する。
- ・若者や女性の目線による地域の魅力の創出・発信や起業支援に取り組むなど、若者や女性を地域に惹きつける取組を推進する。
- ・地域で地域活動や起業等にチャレンジする若者を支援する。
- ・地域に興味のある若者と地域を支える魅力的な人材との交流を促進する。
- ・地元高校生等と地域で活動する大学生等との交流を通じて、地域の未来を担う高校生の地域に主体的に関わろうとする意識を育む取組を推進する。

イ 未来を担う親づくり

- ・きょうと子育て応援パスポートサイト「まもっぷ」による子育て支援情報の発信など、子育て世帯に寄り添う地域づくりを推進する。
- ・「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行う企業の拡大を図り、男女が共に働きやすい職場環境づくりを促進する。
- ・幅広い業種において、時間単位年休の導入や男性の育児休業取得、テレワーク環境の整備など、子育てにやさしい職場環境づくりを促進する。

ウ 子どもたちの安心・安全に向けた予防教育の推進

- ・子どもが安心して過ごせる居場所づくりなど、市町が取り組む子育てにやさしいまちづくりを支援する。
- ・問題行動や不登校等を未然に防ぐための教育や、学校・家庭・地域が連携・協働し子どもたちを守る安心・安全な環境づくりを推進する。

エ 地域遺産への理解と伝統文化・行事の継承

- ・地域の歴史、文化、伝統産業等に関する学習を促進するとともに、地域とのつながりを深め、社会の担い手としての意識を育むための取組を推進する。

(3) 地域を担う人づくり

大学や地域外の人たちとの連携・協働を図るとともに、高齢者の技術をいかした次世代の人材育成に取り組む。

ア 大学と地域との連携、地域外の人材活用

- ・就業支援機関等と連携したセミナーの開催や、大学訪問等による人材確保の取組を推進する。
- ・地域外の人や団体と連携して、農山漁村集落の維持・活性化に向けた活動を行う「参加型住民づくり事業」をはじめ、子どもたちが農村の多面的機能を学習・体験する「ふるさと発見隊」や都市住民がふるさとの守り手として参加する「さとボラ」、学校と農村地域が連携する「教育実践パートナーシップ活動」などの取組を推進する。
- ・地域団体と大学生ボランティア等が協働した環境保全などの取組を推進する。
- ・都市部で活躍しながら地域と関わる副業人材など、多様な産業人材の確保に向けた取組を支援する。

イ 高齢者の技術・能力の活用

- ・シルバー人材センターの運営支援等を通じて、高齢者の技術・経験の積極的な活用を図るとともに、次世代への継承のための取組を支援する。(再掲)
- ・京都 SKY シニア大学北部サテライトが実施する地域講座等を通じ、高齢者の地域の担い手としての活躍を促進する。

ウ 女性が活躍できる環境づくり

- ・地域活動に参画する女性の育成に取り組むとともに、女性の活躍を促進するワークショップやセミナー等の開催を支援する。

(4) 地域間交流の促進

都市や海外との地域間交流の促進により地域活性化を図る。

- ・市町と連携し、日本人住民と外国人住民の交流の場を創出し、多文化共生の取組を推進する。
- ・道の駅丹後王国「食のみやこ」が実施する観光誘客をはじめ、新たな商品開発や多様なニーズに対応できる人材の育成を支援するとともに、「食のみやこ」と連携し、魅力ある食の情報発信を推進する。(再掲)
- ・丹後大学駅伝等の競技大会の開催など、スポーツを通じた地域活性化や交流促進を支援する。

(5) ふるさと保全・農村再生活動

地域ぐるみで担い手不足や過疎・高齢化が急速に進む農山漁村地域の活性化を図る。

- ・地域外の人や団体と連携して、農山漁村集落の維持・活性化に向けた活動を行う「参加型住民づくり事業」をはじめ、子どもたちが農村の多面的機能を学習・体験する「ふるさと発見隊」や都市住民がふるさとの守り手として参加する「さとボラ」、学校と農村地域が連携する「教育実践パートナーシップ活動」などの取組を推進する。
(再掲)
- ・農山漁村の暮らしを体験し、地域との交流を生み出す農家民宿や漁家民宿の開業を支援する。
- ・農地の保全や生活支援などの地域活動とともに、地域資源を活用した収益活動を行う「農村 RMO 推進組織」を設立し、法人化を目指す取組を支援する。
- ・市町に配置された「地域おこし協力隊」等と連携し、「農村 RMO」への伴走支援を実施する。

6 府民安心のまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、子育てができるよう、保健・医療・福祉施策を一層充実させ、健康長寿で安心に暮らせる地域づくりや、若者が安心して結婚・出産・子育てができる地域づくりを進めるとともに、交通安全の確保や悪質商法等による被害防止など、暮らしを取り巻く安心・安全の確保を図る。(再掲)

(1) 総合的な少子化対策の推進

地域ぐるみの少子化対策を推進し、安心して子育てができる地域づくりを進める。

ア 地域ぐるみで取り組む少子化対策

- ・少子化や人口減少に歯止めをかけるため、北京都ジョブパーク等の関係機関と連携し、U・Iターン施策を推進するとともに、多様な雇用を創出するために地域産業振興や人材育成など、若者が定住できる環境づくりを進める。
- ・地域コミュニティの維持・担い手確保のため、地域で子育て支援活動に取り組む団体の創出やネットワーク化を支援する。
- ・子育てにやさしい風土づくりのため、「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」を展開する。
- ・子育て環境の充実に向けた取組を効果的に進めるため、市町や自治会などに地域子育て環境「見える化」ツールの活用による課題共有を促し、改善に向けた行動を支援する。
- ・安心して出産できる体制づくりのため、地域周産期母子医療センターを中心とした搬送・受入体制や分娩機関の連携、医療従事者の確保を図る。

イ 地域で子育てを支えるしくみづくり

- ・ヤングケアラーの認知度向上のため、社会全体への周知・広報を推進する。

- ・子どもが安心して過ごせる居場所づくりなど、市町が取り組む子育てにやさしいまちづくりを支援する。(再掲)
- ・商店街や個店のDX化を促進し、高齢者や子どもの見守り、子育て世代への支援を担う地域のコミュニティの場としての機能強化に取り組む商店街を支援する。(再掲)

ウ 子育て支援の充実・強化

- ・児童虐待の未然防止のため、市町のこども家庭センター等と連携し、妊娠期から出産後までの各段階に応じた切れ目のない支援を行う。
- ・育児と仕事の両立を支援する病児・病後児保育施設の利便性向上に向けた取組を支援する。
- ・北部の「発達障害児支援拠点」において、相談から医療・福祉サービスの提供まで一体的に対応する。

(2) 府立医科大学附属北部医療センターを核にした地域医療体制・医師派遣機能の充実・強化と「たんご健康長寿日本一」の推進

府立医科大学附属北部医療センターを核として、医療・介護・福祉機関等のネットワークをさらに強化し、地域全体での医療連携体制の充実を図る。

ア 医療従事者確保対策と資質向上の推進

- ・地域医療支援センターや北部看護職支援センターを中心に、医療人材の確保・定着等に向けた取組を推進する。
- ・医師不足に対応するため、府立医科大学附属北部医療センターをはじめ府立医科大学からの医師派遣機能の充実を図る。

イ 地域医療体制の整備支援

- ・府立医科大学附属北部医療センターが地域における中核病院としての役割を果たすため、医療需要や疾病構造の変化を踏まえた施設・設備の整備など、機能強化に向けた取組を推進する。
- ・丹後圏域保健医療協議会や丹後地域医療構想調整会議、丹後医療圏域内6病院との連携をさらに強化し、地域の実情を踏まえた病床機能の確保など医療供給体制を確保する。

ウ 北部医療センターの地域医療機能の充実・強化

- ・北部医療センターにおける総合診療力を備えた医師の養成及び医師派遣機能の強化を図るとともに、人材育成・研究センターをはじめ公的病院等が連携した若手医師の定着・育成支援を行う。

- ・地域ケアを必要とする障害児・障害者への医療的ケア及び在宅後方支援体制の整備、がん治療等の高度・専門医療を推進するための施設整備を進める。

エ がん検診の受診勧奨の推進

- ・がんの早期発見・早期治療のため、健康管理に対する主体的な意識の醸成を図るとともに、がん検診の受診を促進する。

オ 生活習慣病の発症・重症化予防の推進

- ・5疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病及び精神疾患対策）など生活習慣病の予防対策を推進するとともに、病院や診療所との連携強化による適切な医療体制の確保を図る。
- ・事業所等を訪問して健康づくりをサポートする職域健康出前講座を実施するとともに、「きょうと健康づくり実践企業認証制度」認証取得の促進による企業の健康づくりを支援する。

カ ライフステージに応じた健康づくりの推進

- ・体操や脳トレ等の健康づくりプログラムの普及・啓発による健康づくりを推進するとともに、口腔ケアの啓発など、歯科保健対策を推進する。

キ 健康寿命延伸をめざした取組の推進

- ・府立医科大学附属北部医療センターの生き生き長寿研究等と連携した健康長寿の取組を推進する。
- ・京都 SKY シニア大学北部サテライトが実施する地域講座等を通じ、高齢者の地域の担い手としての活躍を促進する。（再掲）

（3）社会福祉の向上

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するとともに、障害者の自立と社会参加を支援する。あわせて、自殺のないまちづくりを進める。

ア 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

- ・丹後地域在宅療養支援連携会議等を中心に、医療分野と介護分野の連携に向けた情報共有等の取組を充実させる。
- ・地域包括ケア推進ネットや共助型生活支援推進隊等が中心となって、医療・介護・福祉の専門職を対象としたスキルアップ研修等を実施することにより、地域包括ケアシステムの構築を支援する。
- ・商店街や個店のDX化を促進し、高齢者や子どもの見守り、子育て世代への支援など、

地域コミュニティの場としての機能強化に取り組む商店街を支援する。(再掲)

- ・もの忘れなどが原因で生活に不安のある人あるいはそのご家族のケアのため、認知症カフェ等の居場所づくりの継続を支援する。
- ・北部福祉人材養成システムを中心に、介護・福祉人材の確保・定着・資質向上に向けた取組を推進する。

イ 障害者の自立支援と共生社会づくり

- ・丹後圏域障害者自立支援協議会を中心に、障害者の自立に向けた支援を実施する。
- ・地域包括ケアシステムの構築のため、共助型生活支援推進隊による市町の生活支援体制の整備を支援する。
- ・農福連携の推進により障害者の就労促進を図るとともに、障害者福祉事業所における新商品開発や販路開拓を支援する。
- ・北部の「発達障害児支援拠点」において、相談から医療・福祉サービスの提供まで一体的に対応する。(再掲)

ウ 自殺のないまちづくり

- ・街頭啓発をはじめとする効果的な啓発活動の充実・強化と誰もが気軽に相談できる居場所づくりの拡大を図る。
- ・相談者の悩みなどに「気づき」、適切な支援に「繋げる」ためのゲートキーパーを養成する。
- ・自殺未遂者や遺族等に対するケアの取組、かかりつけ医等のうつ対応力の向上やうつ病スクリーニング等の実施、小・中学校等におけるいじめ予防教育の取組強化を推進する。

エ 生活困窮者等への自立支援

- ・生活困窮者自立相談支援機関や福祉事務所等において、北京都ジョブパークやハローワーク、社会福祉協議会などと連携し、生活困窮者等の自立に向けた包括的・継続的な支援を推進する。

オ 人権問題に対する取組の推進

- ・部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者、外国人、LGBT 等に関する様々な人権問題に対し、あらゆる機会を通じた多様な教育の実施や、人権強調月間・人権週間における取組を推進するとともに、人権問題法律相談など相談体制の充実を図る。

(4)暮らしを取り巻く安心・安全の確保

感染症の予防・拡大防止対策を進めるとともに、安心・安全な消費生活の実現、交

通・海の安全対策など、総合的な暮らしの安心・安全対策を進める。

ア 感染症の予防、拡大防止の取組

- ・感染症患者等の受入れに必要な人材の育成に向けて、関係団体や医療機関が行う研修等の取組を支援する。
- ・感染症発生時に介護職員が速やかに対応できるよう、感染対策に関する知識の普及・啓発のための研修会の開催等の取組を支援する。
- ・感染症等に関する正確な知識の普及に取り組むとともに、感染者等への偏見や差別等の解消に向けた人権啓発や人権相談を実施する。

イ 家畜伝染病防疫対策の徹底

- ・家畜伝染病に備えた計画的な巡回指導や検査を行うとともに、発生時に迅速に対応するための実地訓練を実施する。

ウ 安心・安全な消費生活の実現

- ・市町消費生活センターとの情報共有や連携により相談体制を強化するとともに、インターネット取引に詳しい IT 専門家と弁護士等で構成する「ネット取引対策チーム」による消費者被害事案の検討や情報共有を図る。
- ・高齢化や急速なデジタル化の進展に伴う消費者被害の未然防止に向けて、消費者に対する消費者教育を実施するとともに、見守り活動者を対象とした消費生活講座などを実施し、地域における見守り活動の強化を図る。
- ・「丹後地域くらしの安心・安全ネットワーク」（参加団体：行政、警察、消費者団体、福祉団体等）、参加団体間の情報共有、広報や啓発活動の連携を通じて、消費者被害の未然防止を図り、安全な地域づくりを推進する。

エ 地域交通等の安心・安全の確保

- ・安全な通学路を確保するため、歩道（国道 312 号（栃谷）、網野峰山線（郷）等）整備を推進する。

オ 海の安心・安全の確保

- ・天橋立地域をはじめとする水上オートバイの秩序ある安全航行の確保など、海面利用における安全対策の取組を推進する。

(5) 生活環境の整備

ア 下水道、生活排水対策

- ・水洗化を望む全ての住民がそれを実現できるよう、市町が実施する下水道事業・浄

化槽事業を促進する。

- ・水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」として指定した京丹後市久美浜町及び同市網野町において、総合的かつ計画的な生活排水対策を進める。

イ 廃棄物処理対策

- ・産業廃棄物については、府独自の規制措置を盛り込み平成15年4月に施行された「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」及び平成21年10月に施行された「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、監視体制を強化し、不適正処理事案に迅速かつ的確に対応する。また、平成26年10月に施行された「京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例」に基づき、産業廃棄物処理施設の設置等に際しては、設置者と関係住民等との円滑な合意形成を促し、生活環境の保全を図る。
- ・令和4年3月に策定した「京都府循環型社会形成計画（第3期）」に基づき、多様な主体と連携しながら、持続可能な開発目標（SDGs）に配慮し、資源の消費を抑制する等、環境への負荷を最小限に抑えた循環型社会を実現するための取組を推進する。

ウ 住宅・公園等の整備

（ア）住宅の整備

- ・若者の定住、U・Iターンを支援する魅力ある住宅や進出企業の社員住宅の確保など、地域産業の振興にもつながる住宅づくり、さらには、高齢者福祉と住宅との連携を検討するなど、地域のニーズに応じた住宅供給を推進するとともに、既存住宅についても、耐震改修を推進するなど、災害に強い安全・安心な住宅ストックの形成に取り組む市町を支援する。
- ・京都府住生活基本計画の見直しを行うとともに、府営住宅等のストック活用・長寿命化を図るため、京都府府営住宅等長寿命化計画の見直しを行い、これに基づく住まいづくり・まちづくりを促進する。
- ・空き家対策については、危険な空き家の発生を未然に防止するとともに、既存の危険空き家の除去・利活用を含めた施策を、まちづくりの観点から総合的かつ計画的に推進する。

（イ）公園等の整備

- ・地域のニーズに応じて、公園、集会施設、コミュニティ施設等の設置を推進する。

エ 水資源の確保・利用

(ア) 水資源確保対策

- ・将来にわたり安心・安全な水道水の供給体制を構築するため、管内市町の水道施設の広域化を支援する。

(イ) 水資源の利用

- ・水資源の安定供給を図るため、水融通による水道施設の広域化等を推進する。
- ・家庭や事業所に対して、節水や水の再利用など水の有効利用を推進する。
- ・農業用水については、用排水路の整備により、水利用の合理化と既存水源の一層の効率的な利用を図る。

7 環境と文化の伝承

豊かな自然・景観・環境・文化を守り育て、次世代へ継承する。また、地域の特性をいかした環境事業や、自然資源、自然を活用したエネルギー事業など、新たな方策による地域活性化を図る。(再掲)

(1) 山陰海岸ジオパークや天橋立等丹後地域ならではの自然環境・文化の保全と発信

ア 山陰海岸ジオパークの学術・観光資源としての有効活用

- ・豊かな「食」、丹后天橋立大江山国定公園や山陰海岸ジオパークの美しい海辺の風景などの優れたあらゆる資源を活用した取組を推進する。(再掲)
- ・山陰海岸ジオパークエリアの府県・市町と広域連携して整備したジオトレイルなど、地域の豊富な資源を生かした体験型観光を促進する。(再掲)

イ 天橋立の世界文化遺産登録をめざした取組

- ・白砂青松の天橋立を次世代に継承するため、第二期天橋立公園松並木景観保全計画(令和5年度策定)に基づく松並木の適正な保全等の取組を推進するとともに、養浜等の取組を計画的に行う。
- ・歴史・文化・観光拠点である府立丹後郷土資料館をコア施設として地域と連携し、天橋立の魅力を発信するとともに、天橋立を中心とした周遊観光を促進する。

ウ 文化的景観保全活動の発信

- ・国が選定した宮津天橋立の文化的景観、府が選定した宮津市上世屋や京丹後市久美浜町の文化的景観及び国の重要伝統的建造物群保存地区である伊根町の「伊根浦舟屋群」、与謝野町の「ちりめん街道」などの文化的景観や町並みの保全に向けて、地域一体となった活動及び情報発信への支援を行う。

(2) 地域の豊かな自然環境を守り育てる取組の推進

ア 健全な森林等の育成・保全

- ・森林環境譲与税の活用や森林経営制度による森林整備等を円滑に進めるため、市町や森林組合等への支援を行う。
- ・京都府豊かな森を育てる府民税を活用し、防災・減災のための森林整備や木材需要拡大の取組を推進する。
- ・公共施設の木造化・木質化など木材需要につながる施設整備の推進や、森林組合等による林業担い手の育成支援により、地域の森林資源の循環利用を促進する。

イ 府内産木材の利用拡大

- ・地域産木材利用のネットワークの構築と公共建築物等での活用促進を図るとともに、木製治山ダムの整備など、公共事業における府内産木材の利用を促進する。

ウ 次世代を担う子どもの環境学習の推進

- ・山陰海岸ジオパークや山陰海岸国立公園、丹後天橋立大江山国定公園など優れた自然環境、身近な河川や海岸等を活用した自然との共生、循環型社会システムの体験・学習活動を展開する。
- ・府立青少年海洋センター（マリンピア）や府立丹後海と星の見える丘公園などの既存施設を有効に活用する。

エ 阿蘇海等の閉鎖性水域の環境改善

- ・河川流域及び海岸周辺の住民との協働（阿蘇海環境づくり協働会議の取組等）による環境改善活動の推進、専門家や大学生ボランティア等による効果的な取組方法の調査・実践を行う。
- ・富栄養化の原因とされる農業排水や生活排水の流入防止を図るため、「浅水代かき」農法の普及や環境学習等を推進する。
- ・アサリの養殖や天然マガキの商業活用の推進に加え、アオサなど未利用海藻類の肥料化等による有効利用を推進する。

オ 海岸線・自然環境保全地域等の環境保全

- ・美しい海岸線の景観を維持するため、由良海岸等において養浜などの海岸侵食対策事業を推進する。
- ・棚田の美しい景観を維持するため、持続的な農業生産と農業水利機能の保全等に向けた地域ボランティア団体や企業等との連携活動を推進する。
- ・観光、漁業等の経済活動の基盤でもある海岸の魅力を保全するため、市町と連携した海岸漂着物対策を推進する。

(3) 地域文化の伝承

貴重な文化遺産や活動を次世代に確実に引き継ぐため、府立丹後郷土資料館を有効に活用し、次世代への文化伝承につなげる取組を進める。

ア 若者の文化活動の場の創出

- ・地域に配置された地域アートマネージャーを中心に、地域の文化団体や市町等と連携して、文化芸術活動を通じた地域活性化の取組を推進する。
- ・歌舞伎や能などの伝統芸能の公演、短歌・俳句大会など地域に根付いた文化活動を支援するとともに、文化に携わる人材の育成を支援する。

イ 地域文化の伝承活動や人材育成の支援

- ・地域の歴史、文化、観光の拠点施設である府立丹後郷土資料館のリニューアルを契機に、歴史や文化をいかした周遊観光の促進、地域の祭礼行事や食文化を再認識する機会の提供、文化観光ガイド等の人材育成支援、地域に残る貴重な建造物等の文化資料の保全活動への支援、人々と文化をつなぐ交流と創造の創出等に取り組む。

(4) 再生可能エネルギー等の活用

安心・安全、環境と経済の両立の視点から、多様なエネルギーの確保に向けた取組を進める。

ア エネルギー供給の多様化

- ・再生可能エネルギーの最大限の導入拡大により、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保を図る。また、発電が不安定な再生可能エネルギーを補完するため、蓄電池や天然ガスコージェネレーション、燃料電池と組み合わせた普及を図る。

イ 自立・分散型エネルギーシステムの導入促進

- ・気候変動による大規模災害等の影響が深刻化する中、災害等の非常時にも利用可能な、再生可能エネルギー設備と蓄電池等を組み合わせた自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進し、地域のレジリエンス強化を図る。

ウ 木質バイオマス等再生可能エネルギー活用の推進

- ・伐採した木材等(竹材含む)のエネルギー分野での活用促進への支援を行うとともに、伐採後の未利用木材等のエネルギー利用や、太陽光等自然エネルギーの有効活用を推進する。

8 半島防災の推進（災害対策の強化と安心・安全の確保）

集落が孤立しやすいなど半島の地理的特性を踏まえ、過去の経験を超える大規模水害や、日本海沿岸での発生が想定される地震による津波、雪害等地域特有の災害などに備えて、災害に強い地域づくり、人づくりを推進するとともに、災害に強い道路ネットワークの構築、建物の耐震化、ハード・ソフト両面からの防災対策・減災対策を強化し、地域の安心・安全の確保を図る。（再掲）

（1）地域の実情に応じた防災・減災対策の推進

高齢者や、障害者等要配慮者に対する災害時の的確な対応、対象者の情報共有、福祉避難所の設置などの対策の充実を図る。

- ・水害等避難行動タイムラインの作成を支援するとともに、過去の災害等の経験をいかした地域住民の防災意識向上のための啓発活動や防災訓練、防災リーダー研修を実施する。
- ・大規模水害等の発生時に備え、市町と連携して広域避難マニュアルを作成する。
- ・福祉避難サポートリーダーの養成を推進する。
- ・劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価の結果に基づき、計画的な改修や廃池を進めるとともに、避難訓練や地域住民への周知など、ため池安心・安全マップを活用した取組を支援する。
- ・管内医療機関や市町、消防本部等で構成する災害医療連絡会において、災害情報の共有や訓練、研修等を実施し、関係機関の連携による迅速・的確な災害医療体制を確保する。
- ・災害時の外国人住民の生活や支援体制を整備する。
- ・AI を活用した災害予測のほか、遠隔診療、MaaS など、府民生活に身近な防災・医療・交通等の分野におけるデジタル技術の実装を促進する。（再掲）
- ・土砂災害対策施設について、24 時間滞在型要配慮者利用施設が立地する土砂災害警戒区域内（イガロ川等）の整備を重点的に推進する。
- ・孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保するとともに、ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送体制を整備する。
- ・観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報提供体制を構築するなど、各市町に応じた災害時における観光客保護対策を促進する。

（2）計画的な洪水・土砂災害・集中豪雨対策・海岸保全対策の推進

近年頻発している集中豪雨による浸水被害や土砂災害を未然に防止するため、河川整備計画に基づく河川改修や土砂災害防止施設の整備や、緊急輸送道路を中心とした防災・減災対策、異常気象時におけるダブルネットワーク路線整備等を推進する。

ア 治水対策の推進

- ・河川整備計画に基づき、福田川、野田川（加悦奥川）、竹野川（本川、小西川）、川上谷川、佐濃谷川等河川改修を推進する。
- ・流域治水プロジェクトに基づき、流域一体となった治水対策を推進する。
- ・河川整備計画に基づき、由良川（国管理区間）の河道掘削や堤防整備などを促進する。

イ 総合的な土砂災害対策の推進

- ・土砂災害警戒区域について、24 時間滞在型要配慮者利用施設が立地する土砂災害対策施設（イガロ川等）の整備を重点的に推進する。（再掲）
- ・砂防施設（イガロ川、平地川、真名井川等）や急傾斜地崩壊対策施設（谷内、小坪等）の整備を推進する。
- ・河川の流化断面を確保するため、堆積土砂の継続的な浚渫（大手川・野田川等）を実施する。

ウ 災害に強い道路ネットワーク整備

- ・災害を未然に防ぐため、道路等の維持管理体制を強化する。
- ・法定点検により早期措置段階と診断された橋りょうやトンネル、道路法面の補修工事を計画的に実施する。
- ・国道 178 号や国道 312 号など、防災上重要な道路の法面对策等を推進する。
- ・国道 178 号（宮津市日置～伊根町）の整備を推進する。
- ・アセットマネジメントによる橋りょうなど公共インフラの長寿命化を推進する。
- ・山陰近畿自動車道の早期全線開通に向け、京丹後大宮 IC～（仮）網野 IC 間を整備し、（仮）網野 IC～（仮）城崎温泉 IC 間のルート確定を推進するとともに、IC アクセス道路（国道 312 号大宮峰山インター線）の整備を推進する（再掲）

エ 総合的な森林の適正管理による防災対策の実施

- ・頻発する山地災害に備え、ハード・ソフト両面から総合的な防災・減災対策に取り組み、災害に強い森づくりを推進する。
- ・山地災害危険地区において、危険木の伐採など予防的な対策を行うとともに、地域住民への周知や市町と連携した防災対策に取り組み、住民の防災意識の向上を図る。
- ・放置され荒廃した森林について、間伐など適正な森林整備を行うとともに、山地災害の危険度が高い箇所については、治山施設の計画的な整備を推進する。

オ 海岸保全対策の推進

- ・宮津港海岸や久美浜港海岸など地域内の海岸において、津波、高潮、海岸侵食等へ

の対策として、突堤、離岸堤、護岸等の海岸保全施設等の整備を推進するとともに、老朽化が著しい海岸保全施設の計画的な維持管理を行う。

- ・白砂青松の天橋立を後世に継承するため、第二期天橋立公園松並木景観保全計画（令和5年度策定）に基づく松並木の適正な保全等の取組を推進するとともに、養浜等の取組を計画的に行う。（再掲）

（3）地震・津波や異常気象に備えた安心・安全の確保

大地震に備えた避難体制を整備するとともに、交通等の基盤整備及び建物・構造物などの効果的な耐震等の対策を迅速に行う。

- ・大規模災害に備え、迅速な道路啓開を可能とする体制の構築を行う。
- ・豪雨災害による被災箇所を早期復旧に取り組みとともに、近年激化・多発化している豪雨災害に備え、ソフト・ハード両面から防災・減災対策を推進する。
- ・緊急輸送道路等の耐震対策・防災対策（橋りょう耐震対策・法面防災対策と2車線確保ができる安心・安全な幹線道路整備）を推進する。
- ・大規模地震に備え、住宅の耐震対策を推進する。
- ・大規模地震等の被災後の生活と住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進する。
- ・日本海側で発生する地震による津波浸水区域を想定した避難経路や避難場所の見直し等を含む管内市町防災計画の見直し支援と避難訓練等への支援を行う。
- ・国道178号（引原峠）、482号（尉ヶ畑、丹後弥栄道路）、312号（峰山町二箇～鱒留、大宮町三重）等を整備する。
- ・路面冠水箇所の解消を推進する。
- ・孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保するとともに、ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送体制を整備する。（再掲）
- ・電気、ガス、上・下水道、通信等ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化及び代替性・多重性の確保を進め、平時から適切な維持管理を行う。

（4）雪に強い道路ネットワークの整備

- ・緊急輸送道路等における防災対策（消雪装置等の整備）を推進する。

（5）原子力防災対策

- ・国、関係府県、市町、防災関係機関、住民等が参加する原子力総合防災訓練及び地域のリーダーによる住民参加型訓練（研修）を実施し、住民の迅速な避難体制を確立するとともに、住民への原子力防災に関する必要な知識の普及啓発を図る。

- ・原子力発電所のUPZ（概ね30 km）圏内の避難路の整備を推進する。
- ・UPZ の範囲を越える地域においても、広域避難者の受入体制に加え、避難体制の確立に向けた検討を進める。
- ・原子力災害時に備え、広域避難計画の実効性を高めるため、訓練を通じて避難計画の検証を実施する。

（6）老朽化したインフラ施設への対応

- ・アセットマネジメントによる橋りょうなど公共インフラの長寿命化を推進する。（再掲）
- ・法定点検により早期措置段階と診断された橋りょうやトンネル、道路法面の補修工事を計画的に実施する。（再掲）
- ・老朽化したため池等の農業用水利施設の診断及び改修を進める。
- ・漁港の防波堤や係船岸壁等の機能保全を図る。

第3 計画の推進

1 計画期間

本計画の計画期間は、計画策定後概ね10年間とする。

2 推進体制

本計画の実効性ある運営を確保するため、国土形成計画、国土利用計画（全国計画、京都府計画、市町計画）及び京都府総合計画（基本計画・丹後地域振興計画）、京都府地域創生戦略等に体系化される地域整備に関連する各種計画・構想や法定計画、並びに国土強靱化基本計画、水循環基本計画等との整合に十分配慮し、地域整備を推進する。

また、丹後地域の2市2町や京都府北部地域連携都市圏の取組と十分連携・協調しながら、計画を推進する。

3 達成状況の評価

本計画に係る取組の評価は、関連計画である丹後地域振興計画の評価にあわせて行うものとし、京都府総合計画及び京都府国土強靱化地域計画に記載された関連指標に基づいて行う。

丹後地域半島振興計画に関する
重要業績評価指標（KPI）
（案）

京 都 府

KPI（重要業績指標）

指標について

※1…京都府総合計画（丹後地域振興計画）KPI から抜粋

※2…京都府総合計画（基本計画）KPI から抜粋

1 地域内外の交流を支え、活発にする交通、通信基盤の整備

- ・府内5G人口カバー率（%） ※2
93.8%（令和4年度）→97.0（令和7年度）

2 地域の活性化を牽引する観光振興

- ・海の京都エリアの観光消費額単価 ※1
10,183円（令和3年）→12,200円（令和8年）
- ・新規就農数（累計） ※1
41経営体（令和3年度）→91経営体（令和8年度）
- ・6次産業化取扱支援件数（累計） ※1
41件（令和3年度）→90件（令和8年度）
- ・食育事業（きょうと食いく先生派遣事業）の取組への参加者数 ※1
540人（令和3年度）→850人（令和8年度）
- ・農林水産業へのAI・ICTなどの先端技術導入事例数（累計） ※1
22件（令和3年度）→60件（令和8年度）

3 ものづくり産業等地域産業の振興

- ・伝統産業の新商品開発・販路開拓支援事業に伴う商談成立件数（累計） ※2
100件（令和4年度）→750件（令和8年度）

4 地域産業を担う人づくり、就業支援体制及び若者の定着・定住対策の強化

- ・地元の高校卒業者で就職した者のうち、地元就職者の割合 ※1
65%（令和3年度）→50%（令和8年度）
- ・管内への移住者数（累計） ※1
138人（令和3年度）→1,250人（令和8年度）

5 地域づくりと地域間交流の強化

- ・農村型地域運営組織（農村RMO）を形成した地域（累計） ※1
0地区（令和4年度）→3地区（令和8年度）

- ・子どもが農業、農村、歴史、生態系についての学習に取り組む組織数（累計） ※1
33 組織（令和3年度）→133 組織（令和8年度）

6 府民安心のまちづくり

- ・きょうと子育て応援パスポートアプリ「まもっぷ」に掲載する丹後管内の協賛企業・子育て応援施設数 ※1
218 箇所（令和4年度）→280（令和8年度）
- ・きょうと健康づくり実践企業認証取得企業数（累計） ※1
21 事業所（令和3年度）→26 事業所（令和8年度）
- ・人権に関する啓発活動の取組回数 ※1
30 回（令和3年度）→60 回（令和8年度）
- ・介護人材の確保（累計） ※2
2,685 人（令和3年度）→7,500 人（令和8年度）

7 環境と文化の伝承

- ・適正に経営管理されている人工林面積 ※2
29,196ha（令和3年度）→48,000ha（令和8年度）
- ・歴史的な文化遺産や文化財などが社会全体で守られ、活用されていると思う人の割合 ※2
84.4%（令和4年度）→90%（令和8年度）
- ・府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合 ※2
11.7%（令和2年度）→25.0%（令和12年度）

8 半島防災の推進（災害対策の強化と安心・安全の確保）

→「国土強靱化基本計画を踏まえた事前防災、減災施策に関する KPI（重要業績指標）」に記載

なお、令和17年（度）の目標値が書いていない指標については、京都府総合計画及び京都府国土強靱化地域計画の次期計画として改定された計画の指標に準じて設定する。

KPI（重要業績指標）の根拠

1 地域内外の交流を支え、活発にする交通、通信基盤の整備

・ 府内5G人口カバー率（%） ※2

93.8%（令和4年度）→97.0（令和7年度）

○府民誰もがテレワーク・遠隔教育・遠隔医療等のサービスを利用できるよう、光ファイバ等情報通信基盤の地域展開を促進する。（デジタル田園都市国家インフラ整備計画で示された全国平均数値を目標に設定。）

2 地域の活性化を牽引する観光振興

・ 海の京都エリアの観光消費額単価 ※1

10,183円（令和3年）→12,200円（令和8年）

○更なる誘客促進及び一人当たりの観光消費額の増加に向けて、多様な歴史と文化、優れた自然景観、豊富な食などの地域資源を「海の京都」の統一コンセプトのもとに磨き上げ、国内外から選ばれる国際競争力の高い魅力ある滞在交流型のブランド観光地域の形成をめざす。また、兵庫県や鳥取県、福井県との連携による周遊観光の提案などを通じて、広域周遊観光を推進する。（毎年約500円の増加。）

・ 新規就農数（累計） ※1

41経営体（令和3年度）→91経営体（令和8年度）

○豊富で魅力ある「食」を守り育てるため、担い手の確保・育成や経営力向上等を支援するとともに、農地や漁場等の生産基盤の保全・整備を推進する。（過去3年間の平均新規就農者数（9経営体）を超える年間10経営体の増加をめざす。）

・ 6次産業化取扱支援件数（累計） ※1

41件（令和3年度）→90件（令和8年度）

○農産物を利用した新たな商品開発等に向けて、異業種交流等による地域食材をいかした新商品開発、食品関連事業者等の連携による地域の農林水産物の特性をいかした加工品の開発や商品のブランド化、6次産業化による農業経営体の経営強化に向けた取組を推進する。（過去3年間の平均支援件数（約8件）を超える年間約10件の増加をめざす。）

- ・食育事業（きょうと食いく先生派遣事業）の取組への参加者数 ※1
540人（令和3年度）→850人（令和8年度）
○地域住民一人ひとりが地域への愛着を深めるとともに、地域の食文化を他地域にも発信できるよう、「きょうと食いく先生」等による小・中学校等への食育出前授業等、地域ならではの食育を推進する。（コロナ禍の影響を受ける前の令和元年度の参加者数 840 人を超える 850 人をめざす。）

- ・農林水産業への AI・ICT などの先端技術導入事例数（累計） ※1
22 件（令和3年度）→60 件（令和8年度）
○加工契約野菜の安定供給や生産拡大に向けて、JA と連携し、農業法人や集落営農組織等への栽培技術の支援を行うとともに、スマート農業機械の導入など生産基盤の強化を図る。
○農林水産業への AI 等の先端技術の導入を支援する。（AI・ICT（情報通信技術）等先端技術導入事例を毎年度新たに 10 件程度増加させることをめざす。）

3 ものづくり産業等地域産業の振興

- ・伝統産業の新商品開発・販路開拓支援事業に伴う商談成立件数（累計） ※2
100 件（令和4年度）→750 件（令和8年度）
○地域の活性化を支える産業基盤である織物業・機械金属業などの「ものづくり産業」について、航空宇宙産業への進出など世界に通じる新商品開発や試作品製造など多品種少量生産の時代の流れに対応できる「オンリーワン企業」の育成を推進するとともに、担い手の確保・育成を推進し、地域産業の振興を図る。（令和4年度新商品開発・販路開拓支援事業に伴う商談成立見込件数 100 件を3年度目までに倍増させ、累計 750 件をめざす。）

4 地域産業を担う人づくり、就業支援体制及び若者の定着・定住対策の強化

- ・地元の高卒業者で就職した者のうち、地元就職者の割合 ※1
65%（令和3年度）→50%（令和8年度）
○将来を担う人材を確保するため、インターンシップの受入れや高等学校の実習授業等への協力を拡大する。（毎年度、対象者の半数が地元就職する状況を維持させる。）

- ・管内への移住者数（累計） ※1
 138人（令和3年度）→1,250人（令和8年度）
 ○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく「移住促進特別区域」の拡大を図るとともに、移住者や関係人口が住民とともに地域社会の担い手として活躍できる地域づくりを推進する。
 （府全体の目標値7,000人の設定に合わせ、令和4年度から令和8年度までの5年間で丹後地域の移住者1,250人（府全体の約18%）をめざす。）

5 地域づくりと地域間交流の強化

- ・農村型地域運営組織（農村RMO）を形成した地域（累計） ※1
 0地区（令和4年度）→3地区（令和8年度）
 ○農地の保全や生活支援などの地域活動とともに、地域資源を活用した収益活動を行う「農村RMO推進組織」を設立し、法人化を目指す取組を支援する。
- ・子どもが農業、農村、歴史、生態系についての学習に取り組む組織数（累計） ※1
 33組織（令和3年度）→133組織（令和8年度）
 ○地域外の人や団体と連携して、農山漁村集落の維持・活性化に向けた活動を行う「参加型住民づくり事業」をはじめ、子どもたちが農村の多面的機能を学習・体験する「ふるさと発見隊」や都市住民がふるさとの守り手として参加する「さとボラ」、学校と農村地域が連携する「教育実践パートナーシップ活動」などの取組を推進する。（農業の持つ多面的持続活動に取り組んでいる組織（144組織）のうち毎年度20組織が子どもたちに向けて学習に取り組むことをめざす。）

6 府民安心のまちづくり

- ・きょうと子育て応援パスポートアプリ「まもっふ」に掲載する丹後管内の協賛企業・子育て応援施設数 ※1
 218箇所（令和4年度）→280（令和8年度）
 ○きょうと子育て応援パスポート「まもっふ」による子育て支援情報の発信など、子育て世帯に寄り添う地域づくりを推進する。（京都府子育て支援計画の協賛店目標数（5500店舗）を基に、第三次産業事業所数の按分で目標数値を設定、毎年度15店の増加をめざす。）

- ・きょうと健康づくり実践企業認証取得企業数（累計） ※1
 21 事業所（令和 3 年度）→26 事業所（令和 8 年度）
 ○事業所等を訪問して健康づくりをサポートする職域健康出前講座を実施するとともに、「きょうと健康づくり実践企業認証制度」認証取得の促進による企業の健康づくりを支援する。（京都府がん対策推進計画の目標数値（200 社）を基に、事業所数の按分で設定した改正前目標数値 24 事業所を超える 26 事業所をめざす。）

- ・人権に関する啓発活動の取組回数 ※1
 30 回（令和 3 年度）→60 回（令和 8 年度）
 ○部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者、外国人、LGBT 等に関する様々な人権問題に対し、あらゆる機会を通じた多様な教育の実施や、人権強調月間・人権週間における取組を推進するとともに、人権問題法律相談など相談体制の充実を図る。

- ・介護人材の確保（累計） ※2
 2,685 人（令和 3 年度）→7,500 人（令和 8 年度）
 ○北部福祉人材養成システムを中心に、介護・福祉人材の確保・定着・資質向上に向けた取組を推進する。
 （京都府高齢者健康福祉計画で目標設定）

7 環境と文化の伝承

- ・適正に経営管理されている人工林面積
 29,196ha（令和 3 年度）→48,000ha（令和 8 年度） ※2
 ○森林環境譲与税の活用や森林経営制度による森林整備等を円滑に進めるため、市町や森林組合等への支援を行う。（府内の民有林のうち手入れ不足の人工林を令和 22 年度までに解消（約 64,000ha）することをめざす。）

- ・歴史的な文化遺産や文化財などが社会全体で守られ、活用されていると思う人の割合 ※2
 84.4%（令和 4 年度）→90%（令和 8 年度）
 ○地域の歴史、文化、観光の拠点施設である府立丹後郷土資料館のリニューアルを契機に、歴史や文化をいかした周遊観光の促進、地域の祭礼行事や食文化を再認識する機会の提供、文化観光ガイド等の人材育成支援、

地域に残る貴重な建造物等の文化資料の保全活動への支援、人々と文化をつなぐ交流と創造の創出等に取り組む。(歴史的な文化遺産や文化財などを社会全体で守る取組を進め、90%をめざす。)

- ・ 府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合 ※2
11.7% (令和2年度) →25.0% (令和12年度)
○再生可能エネルギーの最大限の導入拡大により、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保を図る。また、発電が不安定な再生可能エネルギーを補完するため、蓄電池や天然ガスコージェネレーション、燃料電池と組み合わせた普及を図る。(再生可能エネルギーの導入促進プラン(第2期)で目標設定)

国土強靱化基本計画を踏まえた事前防災、減災施策に関する KPI

(重要業績指標) ※数値は京都府国土強靱化地域計画から抜粋

- ・ 自主防災リーダーの養成数
3,100 人 (令和 6 年度) → 3,500 人 (令和 12 年度) (危機管理部)
- ・ 福祉避難サポートリーダーの養成数
延べ 2,237 人 (令和 6 年度) → 3,000 人 (令和 12 年度) (健康福祉部)
- ・ 土石流対策施設整備済みの土砂災害警戒区域数
533 箇所 (令和 6 年度) → 549 箇所 (令和 12 年度) (建設交通部)
- ・ 府管理河川の河川整備率 (時間雨量 50mm (概ね 1/10 規模) に対応できる整備が完成した区間の整備率) (全 1,370 km)
37.6% (令和 5 年度) → 38.5% (令和 12 年度) (建設交通部)
- ・ 急傾斜地崩壊防止施設整備済みの土砂災害警戒区域数
451 箇所 (令和 6 年度) → 462 箇所 (令和 12 年度) (建設交通部)
- ・ 山地災害危険地区の整備数
1,768 箇所 (令和 5 年度) → 2,230 箇所 (令和 12 年度) (農林水産部)
- ・ 京都府マルチハザード情報提供システム閲覧者数
約 17 万人 (令和 6 年度) → 20 万人 (令和 12 年度) (危機管理部)
- ・ 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (路面段差防止対策) (全 325 橋中)
91.4% (令和 6 年度) → 93.8% (令和 12 年度) (建設交通部)
- ・ 府管理の緊急輸送道路の整備率 (全 657km 中)
90.0% (令和 6 年度) → 90.9% (令和 12 年度) (建設交通部)
- ・ 家具固定率 45.2% (令和 6 年度) → 65.0% (令和 12 年度) (危機管理部)
- ・ 津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸の 5 市町 (舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町) の割合
0% (令和 6 年度) → 100.0% (令和 12 年度) (危機管理部)
- ・ 原子力総合防災訓練等の開催数 1 回 (各年度) (危機管理部)
- ・ 調査を要する防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価の実施
88 箇所 (令和 6 年度) → 280 箇所 (令和 12 年度) (農林水産部)
- ・ 対策の必要な防災重点農業用ため池の廃止・整備工事の着手数
17 箇所 (令和 6 年度) → 60 箇所 (令和 12 年度) (農林水産部)

国土強靱化基本計画を踏まえた事前防災、減災施策に関する KPI の

根拠

- ・ 自主防災リーダーの養成数
3,100 人（令和 6 年度）→3,500 人（令和 12 年度）（危機管理部）
○平成 16 年の台風 23 号の教訓を風化させることなく、行政と様々な団体や組織が連携して防災活動を推進する必要がある。住民一人ひとりが防災意識を高め、地域防災力を強化することが求められていることから、水害等避難行動タイムラインの作成を支援するとともに、過去の災害等の経験をいかした地域住民の防災意識向上のための啓発活動や防災訓練、防災リーダー研修を実施する。
- ・ 福祉避難サポートリーダーの養成数
延べ 2,237 人（令和 6 年度）→3,000 人（令和 12 年度）（健康福祉部）
○高齢者や障害者等要配慮者に対し、災害時に的確な対応を行うとともに、対象者の情報を共有し、福祉避難所の設置等の対策を充実させる必要があることから、福祉避難サポートリーダーの養成を推進する。
- ・ 土石流対策施設整備済みの土砂災害警戒区域数
533 箇所（令和 6 年度）→549 箇所（令和 12 年度）（建設交通部）
○土石流、急傾斜、地すべり等の土砂災害警戒区域などが約 3,000 箇所存在していることから、24 時間滞在型要配慮者利用施設が立地する土砂災害特別警戒区域内（イガロ川等）の整備を重点的に推進する。
- ・ 府管理河川の河川整備率（時間雨量 50mm（概ね 1/10 規模）に対応できる整備が完成した区間の整備率）（全 1,370 k m）
37.6%（令和 5 年度）→38.5%（令和 12 年度）（建設交通部）
○各地で浸水が発生しており、過去に繰り返し浸水被害が確認されている市街地部では、河川整備が急務である。また、人家等に浸水被害を及ぼす可能性のある中小河川については、整備計画を策定し、継続的に治水対策を進めていく必要があることから、河川整備計画に基づき、福田川、野田川（加悦奥川）、竹野川（本川、小西川）、川上谷川、佐濃谷川等河川改修を推進する。

- ・急傾斜地崩壊防止施設整備済みの土砂災害警戒区域数
 451箇所（令和6年度）→462箇所（令和12年度）（建設交通部）
 ○山地の荒廃に起因する土砂流出を伴う災害が増加しており、山林から海まで水系一貫となる土砂災害防止対策が必要であることから、砂防施設（イガロ川、平地川、真名井川等）や急傾斜地崩壊対策施設（谷内、小坪等）の整備を推進する。

- ・山地災害危険地区の整備数
 1,768箇所（令和5年度）→2,230箇所（令和12年度）（農林水産部）
 ○山地の荒廃に起因する土砂流出を伴う災害が増加しており、山林から海まで水系一貫となる土砂災害防止対策が必要であることから、放置され荒廃した森林について、間伐など適正な森林整備を行うとともに、山地災害の危険度が高い箇所については、治山施設の計画的な整備を推進する。

- ・京都府マルチハザード情報提供システム閲覧者数
 約17万人（令和6年度）→20万人（令和12年度）（危機管理部）
 ○豪雨災害による被災箇所の早期復旧に取り組むとともに、近年激化・多発化している豪雨災害に備え、ソフト・ハード両面から防災・減災対策を推進する。

- ・府管理の緊急輸送道路の整備率（全657km中）
 90.0%（令和6年度）→90.9%（令和12年度）（建設交通部）
- ・府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）（全325橋中）
 91.4%（令和6年度）→93.8%（令和12年度）（建設交通部）
 ○異常気象時の通行規制により孤立する地域が存在するため、異常気象時の道路通行規制基準の見直しやダブルネットワーク路線の整備など、道路の強靱化を早急に進める必要があることから、緊急輸送道路等の耐震対策・防災対策（橋梁（りょう）耐震対策・法（のり）面防災対策と2車線確保ができる安心・安全な幹線道路整備）を推進する。

- ・家具固定率45.2%（令和6年度）→65.0%（令和12年度）（危機管理部）
 ○建物や構造物の耐震対策等を推進する必要があることから、大規模地震に備え、住宅の耐震対策を推進する。

- ・津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸の5市町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）の割合
 0%（令和6年度）→100.0%（令和12年度）（危機管理部）
 - 津波や液状化の被害も想定しながら、大地震に備えた避難体制を整備するため、日本海側で発生する地震による津波浸水区域を想定した避難経路や避難場所の見直し等を含む管内市町防災計画の見直し支援と避難訓練等への支援を行う。

- ・原子力総合防災訓練等の開催数1回（各年度）（危機管理部）
 - 原子力災害に備え、緊急時防護措置準備区域（UPZ）に含まれる宮津市及び伊根町においては、防護対策と広域避難体制の整備や、住民等の円滑な避難を実現するための道路の整備も併せて進める必要がある。また、UPZの範囲を越える地域についても、防護対策や広域避難者の受入体制に加え、非常時を想定した避難体制の確立など、広域的な防災体制を充実させる必要があることから、原子力災害時に備え、広域避難計画の実効性を高めるため、訓練を通じて避難計画の検証を実施する。

- ・調査を要する防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価の実施
 88箇所（令和6年度）→280箇所（令和12年度）（農林水産部）
- ・対策の必要な防災重点農業用ため池の廃止・整備工事の着手数
 17箇所（令和6年度）→60箇所（令和12年度）（農林水産部）
 - 老朽化等により地震や大雨時に決壊する恐れのある防災重点農業用ため池については、防災工事等を集中的かつ計画的に推進する必要があることから、老朽化したため池等の農業用水利施設の診断及び改修を進める。

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第3期）の策定（最終案）について

令和8年3月
総合政策環境部

1 趣旨

令和7年度末で、現行の京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（以下「プラン」という。）の計画期間満了を迎えることから、国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の改定（2025(R7).2.18閣議決定）等を踏まえ、新たなプランを策定する。

2 策定の概要

(1) 計画期間

2026（R8）年度～2040（R22）年度

(2) 新たな目標

温室効果ガス排出量の削減を図るため2040年度の再エネ導入量等目標を追加

| 目標指標 | 2030年度 （目標値） | 2040年度 （目標値） |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|
| ① 府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合 | 25%以上 | 28～33% |
| ② 府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合 | 36～38% | 40～50% |

(3) 主な策定内容

5つの基本方針毎に、「重点施策」「継続・発展させていく取組」「長期的視点を持って取り組むべき取組」の3つに施策を分類し、補助金等の既存の支援策に加え、次の視点を含めた網羅的な施策を展開

- ① 再生可能エネルギーの導入加速
 - ・導入ポテンシャルを最大限活用する太陽光発電マッチング
- ② 再生可能エネルギーの需要創出
 - ・再エネ電力調達支援、卒FIT・非FIT電源を活用した地産地消の推進
- ③ 地域共生
 - ・災害時に避難施設として活用できる公共施設等への太陽光発電、蓄電池の設置推進
- ④ 産業やイノベーション・地域振興
 - ・次世代型太陽電池の早期普及・普及拡大
- ⑤ 理解促進・担い手育成
 - ・再エネ導入を促進する中間支援体制の強化

3 府民意見提出手続（パブリック・コメント）の結果

募集期間： 令和7年12月15日～令和8年1月5日

提出意見数： 18件（10名・団体）

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン(第3期)の 中間案に対する意見募集等の結果について

1 パブリック・コメント

(1) 意見募集の期間

令和7年12月15日(月)から令和8年1月5日(月)まで

(2) 意見募集の結果

提出者数: 10名・団体

提出案件数: 18件

(3) 主な御意見

【目標値】

- 再生可能エネルギーの導入拡大は温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するために不可欠であり、本プランの再エネ発電電力量・再エネ電力使用量に係る目標設定は理解できる。

【再生可能エネルギーの導入加速】

- 既存の建物で太陽光発電の設置が可能な場所への設置促進についても、重点施策とし、これまで以上に取組を強化していただきたい。
- 再エネ発電電力量を2040年度に現在の3倍に増やすという目標の達成に向けては、画期的な施策が必要と考える。官民地域連携での太陽光発電所設置事業のような取り組みを府民や事業者へ周知することで、地域の様々な主体と連携した取り組みを府内へ横展開してほしい。
- 風力発電については、地元理解が不足しているため、地域への情報発信等により地域理解を深める取組が必要と考える。

【再生可能エネルギーの需要創出】

- 再生可能エネルギーの需要創出について、一定の目標を達成した中小企業への税優遇などのメリットを設けてはどうか。

【地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進】

- 重点施策である「避難所として活用できる公共施設等への太陽光発電設置」などの地域共生型の再生可能エネルギー普及促進に当たっては、府民の関心向上に繋げるため、府民等が参画して再生可能エネルギー設備を設置する仕組みを作ってはどうか。
- バイオガスは発電ではなくガスのままで地域利用することも可能であるため、「未利用バイオマスを活用した新たな再エネ事業の推進」について、「未利用バイオマスを活用(バイオガスの熱利用含む)」と追記してはどうか。

【産業やイノベーション、地域の振興】

- 次世代型太陽電池は屋根だけでなく壁面にも設置でき、発電効率も良いことから、電力消費量の多い都市における自家消費型の電力として期待している。

【理解促進、担い手育成】

- 家庭や中小企業における再生可能エネルギーの導入促進にあたってはきめ細かな情報提供が必要であり、中間支援体制の整備は非常に重要と考える。併せて、市町村との連携強化にも期待する。

2 御意見を計画案に反映した箇所

- ・ 太陽光発電、蓄電池の設置推進について、府民参加の観点を追記
(29頁 第5章第3節 地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進)
- ・ 未利用バイオマスの活用について、発電だけではなくバイオガスの熱利用の観点を追記
(30頁 第5章第3節 地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進)

第3期京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランの全体構成

1 プランの趣旨等

■ 趣旨

- ・再エネの導入・利用の標準化やそれに伴う地域の魅力向上等の新しい価値の創出と環境・経済・社会の好循環

■ 位置付け

- ・再エネの導入等の促進に関する施策の目標や施策を実施するために必要な事項を定める実施計画
- ・府政運営の指針である「京都府総合計画」の環境分野の個別計画である環境基本計画において、再エネ分野の個別計画と位置づけ

■ 計画期間

- 令和22（2040）年度を見据えた令和8（2026）年度からの計画
- ※5年に1回、プラン・施策を不断に見直し

2 再エネを取り巻く状況

■ 海外の状況

- ・大規模な自然災害の頻発といった気候変動問題への危機感
- ・国際的な原油価格の高騰
- ・世界的なカーボンニュートラルの推進

■ 国内の状況

- ・「第7次エネルギー基本計画」の閣議決定
- ・「GX2040ビジョン」の閣議決定

■ 京都府の状況

- ・「再エネで電気を創り、貯めて、賢く使う」というコンセプトのもと、家庭、事業者及び地域の各分野で再エネ導入等を推進

3 課題認識

■ 再エネの導入加速

- ・FIT制度の縮小に伴う再エネ導入量の減少傾向の一方でデータセンターの稼働拡大などを背景とした再エネ電力需要の増加 など

■ 再エネの需要創出

- ・大企業の脱炭素経営への取組に対するサプライチェーンに属する中小企業の対応 など

■ 地域共生型の再エネの普及促進

- ・自然と調和した地域に理解され共生する再エネ事業の推進、近年頻発・激甚化する自然災害への対応 など

■ 産業やイノベーション、地域の振興

- ・技術革新と新技術の活用、太陽光パネル等の大量廃棄をめぐる放置・不法投棄、最終処分場のひっ迫 など

■ 理解促進、担い手育成

- ・家庭や中小企業等の再エネの導入意欲の醸成、若者への環境教育や府内中小企業等の担い手育成 など

4 プランの基本方針

■ 基本的な考え方

- 2050年の脱炭素で持続可能な社会の実現を見据え、社会情勢の変化に対応しつつ、2040年度までに再エネ標準化による活力ある地域づくりや企業価値向上といった新たな価値が生まれ、環境・経済・社会が好循環するための意識醸成や仕組みの浸透を図ります。

■ 京都府が目指す再エネ社会の将来像（2040年頃）

- 府民や事業者等と一体となったオール京都体制により、「京都ならではの豊かさ」を活用し、京都に新たな価値が生まれ、環境・経済・社会の好循環に恵まれた京都を目指します。

■ プランの目標

| | 目標指標 | 2030年度 | 2040年度 |
|-----|-----------------------------|--------|--------|
| 作る側 | 府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合 | 25% 以上 | 28～33% |
| 使う側 | 府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合 | 36～38% | 40～50% |

■ 施策の基本方針

- ①再エネの導入加速
- ②再エネの需要創出
- ③地域共生型の再エネの普及促進
- ④産業やイノベーション、地域の振興
- ⑤理解促進、担い手育成

5 目標達成に向けた施策

■ 再エネの導入加速

- ・導入ポテンシャルを最大限活用する太陽光発電マッチング など

■ 再エネの需要創出

- ・府内企業の再エネ電力調達支援、卒FIT・非FIT電源を活用した地産地消の推進 など

■ 地域共生型の再エネの普及促進

- ・災害時に避難施設として活用できる公共施設等への太陽光発電、蓄電池の設置を推進 など

■ 産業やイノベーション、地域の振興

- ・次世代型太陽電池の早期普及・普及拡大 など

■ 理解促進、担い手育成

- ・再エネ導入を促進する中間支援体制の強化 など

6 プランの実施体制・進行管理

■ 実施体制

- 府民・事業者・NPO団体・市町村・中間支援組織・国などの多様な主体と連携し全庁連携のもと、施策を実施

■ 進行管理

- 京都府地球温暖化対策推進本部において、プランの進捗状況を毎年把握・評価した上で、その結果を外部有識者等による委員会で検証し、徹底したPDCAサイクルにより、進行管理を実施

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン
(第3期)
最終案

令和8年●月策定
京 都 府

目次

第1章 プランの趣旨等

| | | |
|-----|----------|---|
| 第1節 | プランの趣旨 | 2 |
| 第2節 | プランの位置付け | 3 |
| 第3節 | プランの計画期間 | 3 |

第2章 再生可能エネルギーを取り巻く状況

| | | |
|-----|--------|---|
| 第1節 | 海外の状況 | 5 |
| 第2節 | 国内の状況 | 6 |
| 第3節 | 京都府の状況 | 7 |

第3章 課題認識

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 第1節 | 再生可能エネルギーの導入加速 | 9 |
| 第2節 | 再生可能エネルギーの需要創出 | 13 |
| 第3節 | 地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進 | 14 |
| 第4節 | 産業やイノベーション、地域の振興 | 14 |
| 第5節 | 理解促進、担い手育成 | 15 |

第4章 プランの基本方針

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 第1節 | 基本的な考え方 | 17 |
| 第2節 | 京都府が目指す再生可能エネルギー社会の将来像（2040年頃） | 18 |
| 第3節 | プランの目標 | 19 |
| 第4節 | 施策の基本方針 | 22 |

第5章 目標達成に向けた施策

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 第1節 | 再生可能エネルギーの導入加速 | 24 |
| 第2節 | 再生可能エネルギーの需要創出 | 26 |
| 第3節 | 地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進 | 29 |
| 第4節 | 産業やイノベーション、地域の振興 | 31 |
| 第5節 | 理解促進、担い手育成 | 33 |

第6章 プランの実施体制・進行管理

| | | |
|-----|------|----|
| 第1節 | 実施体制 | 36 |
| 第2節 | 進行管理 | 36 |

| | |
|------------|----|
| 用語解説(五十音順) | 37 |
|------------|----|

第 1 章 プランの趣旨等

第1節 プランの趣旨

京都府においては、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入等を促進することが、温室効果ガスの排出抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保や地域資源を活用した再エネ事業による地域振興という点でも重要であることから、府が再エネの導入等に関する施策を実施することにより、府内のエネルギーの供給源の多様化及び再エネの供給量の増大を図り、もって、地球温暖化対策の更なる推進並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的に、平成27（2015）年7月に「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を制定しました。

また、同年12月には、同条例に基づき、再エネの導入等の促進に関する施策を実施するための計画（京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン）を策定、その後令和3（2021）年3月に計画を第2期に引継ぎ、令和12（2030）年度までに府内の総電力需要量のうち36～38%を再エネ電力とすること等を目標に設定するとともに、この目標達成に向け、府内の省エネによる電力需要量の削減と再エネの導入の促進を図る総合的な施策に取り組んでまいりました。

この間、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）*において、「化石燃料からの脱却を進め、この10年間で行動を加速させる」という旨が明示され、COP29においては先進国が途上国に向け拠出する気候資金*の目標を引き上げるなど、世界的に脱炭素化への機運が高まるとともに、RE100*への参画など再エネを積極的に調達しようとするといった需要家ニーズの多様化も進展しています。

国においては、2050年のカーボンニュートラルの実現と経済成長の両立を図るため、GX推進法*・GX脱炭素電源法*の制定や、GXに向けた投資の予見可能性を高めるために長期的な方向性を示す「GX2040ビジョン」が閣議決定されるなど、GXの実現に向けた取組が強まっています。

また、令和7（2025）年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」においては、S+3E*の基本方針のもと再エネの主力電源化の徹底が改めて示されたところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした生活・ビジネススタイルの変化に伴うエネルギー需給の変化や、ウクライナ侵攻や中東情勢の緊張によるエネルギー供給の不確実性の高まりに伴い、再エネを取り巻く状況は大きく変化しています。

さらに、令和6（2024）年度の世界平均気温は観測史上最高となり、工業化以前より約1.55℃高かったことが世界気象機関（WMO）から発表され、単年のみではあるものの、初めて1.5℃を超えました。日本においても、真夏日や猛暑日等の日数の増加や、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害など、気候変動の影響が既に発生しており、気候変動への対策は急務となっています。

本プランは、こうした再エネを取り巻く状況変化等を踏まえ、本プランの計画期間である令和22（2040）年度までの15年間について加速度的に取組を進めるべき時期と捉え、京都ならではの豊かな力を活かし、再エネの導入・利用の標準化やそれに伴う地域の魅力向上等の新しい価値を創出し、環境・経済・社会の好循環の輪を広げていくための新たなプランとして策定したものです。

第2節 プランの位置付け

本プランは、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成27年京都府条例第42号）第5条の規定に基づき、再エネの導入等の促進に関する施策の目標や施策を実施するために必要な事項を定める実施計画です。

なお、本プランは、府政運営の指針である「京都府総合計画」の環境分野の個別計画である環境基本計画において、再エネ分野の個別計画として位置付けられたものです。

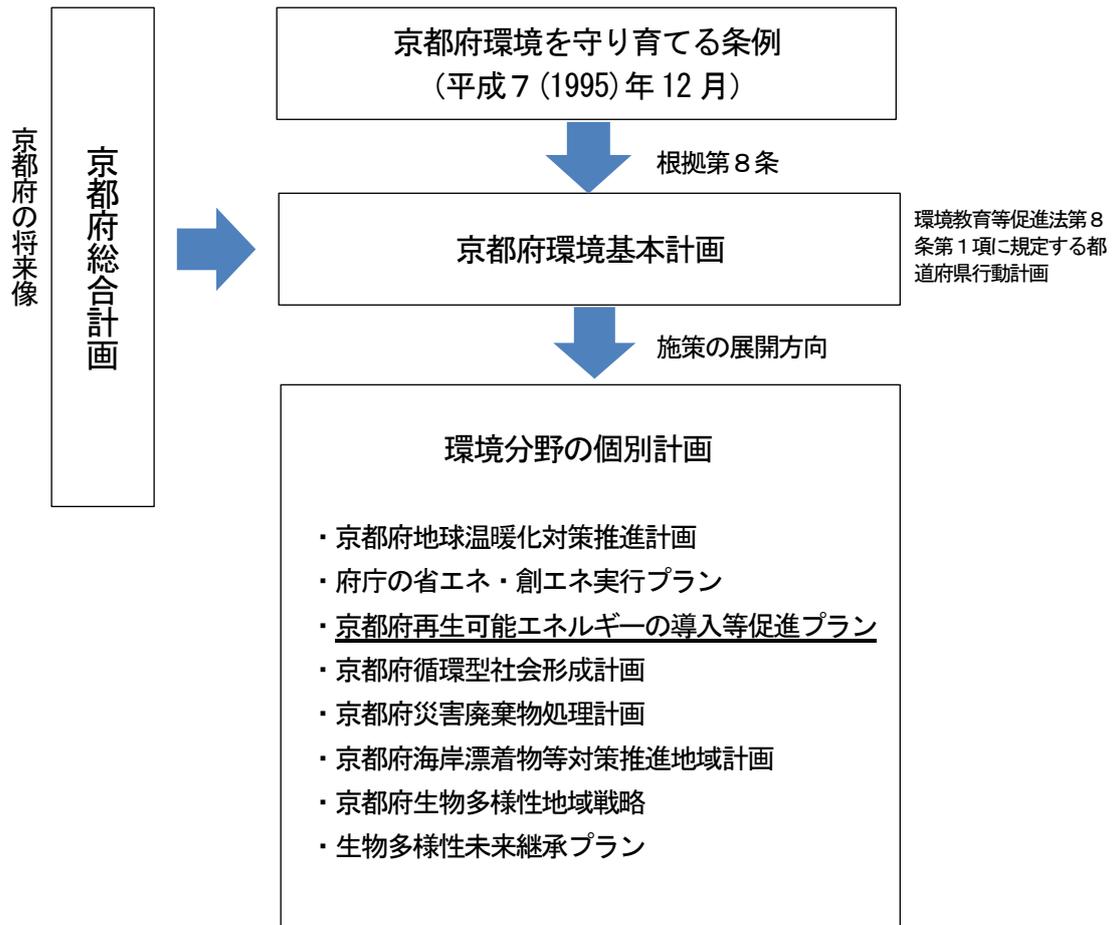


図1 本プランの位置づけ

第3節 プランの計画期間

本プランは、令和32(2050)年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、令和22(2040)年度の本府の目指す再エネ社会の将来像や導入量等の目標を長期的な視点で描くとともに、計画期間である令和8(2026)年度から令和22(2040)年度における施策の方向性や具体の施策を定めます。

なお、社会情勢の反映や進捗管理のため、5年毎にプラン・施策を不断に見直します。

第2章 再生可能エネルギーを取り巻く状況

第1節 海外の状況

近年、気候変動が原因の一つと見られる大規模な自然災害の頻発といった気候変動問題への危機感や、令和4（2022）年2月のロシアによるウクライナ侵攻に伴う国際的な原油価格の高騰によるエネルギー安全保障への関心の高まり等を背景として再エネの重要性が再認識されており、欧州では2050年まで、中国では2060年まで、インドでは2070年までのカーボンニュートラルの実現に向けて取組が加速しています。また、世界中でESG投資*が広まっており、脱炭素技術に対する投資拡大が期待されています。

令和5（2023）年現在、世界の発電電力量のうち、再エネの割合は30%となっていますが、IEA（国際エネルギー機関）が令和6（2024）年に行った試算（図2）では、各国が現在提案している温暖化対策を実行した場合、令和12（2030）年には47%、令和22（2040）年には66%、令和32（2050）年には73%まで拡大すると見込まれています。

世界的な企業の動きとして、パリ協定の目標達成を目指した削減シナリオと整合した目標の設定・実行を求める国際的な枠組みであるSBT*や、事業活動に必要な電力を令和32（2050）年までに100%再エネでまかなうことを目標とする企業連合であるRE100（国際イニシアティブ）への参加企業が拡大しています。令和7（2025）年3月時点で、SBTには1万社以上¹、RE100には400社以上が参加しており（図3）、RE100の2024年版年次報告書によると、参加企業のうちすでに「100%」を達成している企業が32社以上あると報告されています。また、令和4（2022）年には、RE100における再エネ電力の基準として令和6（2024）年1月以降に調達した再エネについては一部の例外を除いて運転開始から15年以内の再エネ発電設備だけを対象とすることとされたことから、再エネ設備の新規導入に向けた機運は世界的に高まっていくと考えられます。さらに、RE100参加企業の中には、自社のサプライチェーン*に対しても再エネの利用を求める動きが出てきており、今後、府内の部品メーカー等にも影響を及ぼす可能性があります。

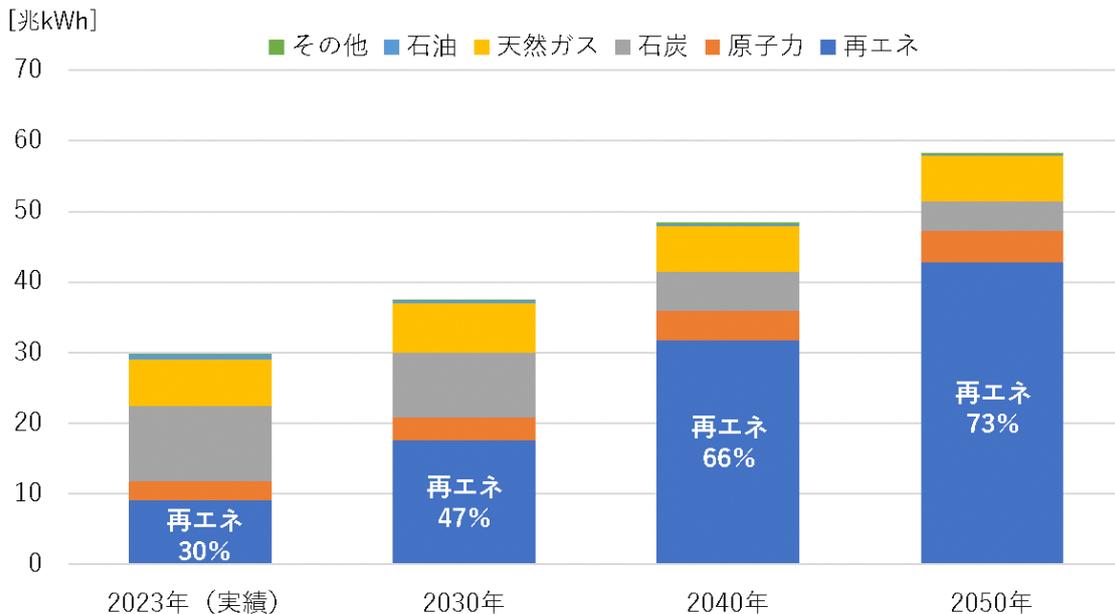


図2 世界の発電電力量の見通し

（出所）国際エネルギー機関（IEA）「World Energy Outlook 2024」

¹ SBT 認定取得企業及び2年以内のSBT 認定取得宣言をした（コミットメント）企業の合計

累計企業数グラフ

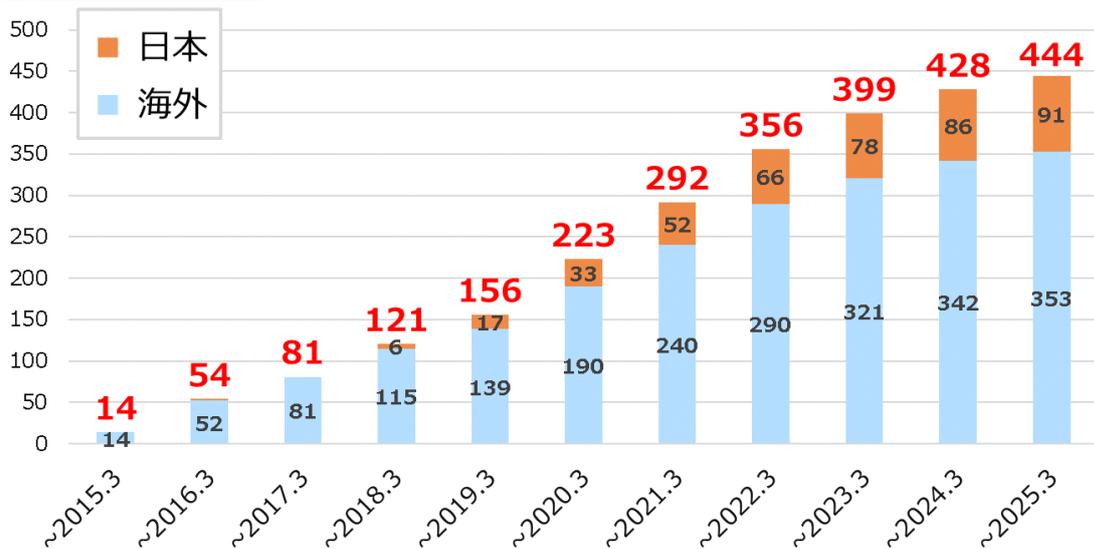


図3 RE100の加盟企業数の推移

(出所) 環境省「RE100概要資料」(2025年6月30日更新版)より抜粋

第2節 国内の状況

再生可能エネルギーの導入等促進プラン(第2期)を策定した令和3(2021)年3月以降、再エネの主力電源化の徹底が改めて示された「第7次エネルギー基本計画」の閣議決定(令和7(2025)年2月)や、エネルギー事業環境の予見性を高め国内投資を後押しするために長期的な方向性を示す「GX2040ビジョン」の閣議決定(令和7(2025)年2月)等、政府による再エネの導入等に係る政策は、産業振興政策と併せて、ますますの発展を見せています。

この間の全国の再エネの導入量については、平成31(2019)年度に18.5%だった発電電力量に占める再エネの割合は、令和4(2022)年度には一時的な導入の鈍化があったものの、省エネの進展とともに着実に割合を伸ばし、令和6(2024)年度には26.7%となっています。

令和6(2024)年11月には次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向け次世代型太陽電池戦略が取りまとめられ、また、令和7(2025)年4月には建築物省エネ法の改正によりすべての新築住宅・新築非住宅が省エネ適合義務の対象となり、令和12(2030)年には創エネも含めてZEH*基準を目指すことを見据えるなど、再エネの主力電源化に向けた国の政策は、省エネ政策と一体となって一層加速するとみられています。

こうした社会情勢を受け、企業・家庭の再エネに対する意識が高まりを見せる中、再エネの主力電源化の実現に向けては、再エネの出力制御や、再エネ設備の安全性確保による地域住民との共生、使用済み太陽光パネルの適正なリユース、リサイクル等、コスト面・制度面・規制面・技術面の様々な課題が残されています。

表1 日本全国における発電電力量に占める再エネ設備の発電電力量の割合

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 割合 | 18.5% | 20.8% | 22.4% | 22.7% | 25.7% | 26.7% |
| 前年比 | - | +2.3% | +1.6% | +0.3% | +3.0% | +1.0% |

(出所) 資源エネルギー庁電力調査統計等をもとに京都府作成

第3節 京都府の状況

京都府では、京都府総合計画による、「共生による環境先進地・京都の実現」を目指し、新たな時代のエネルギー社会システムの構築のため、「再エネで電気を創り、貯めて、賢く使う」というコンセプトのもと、家庭、事業者及び地域の各分野で再エネ導入等を推進してきました。

固定価格買取制度（以下、「FIT 制度*」という。）の開始により、太陽光発電を中心に急速に導入が拡大し、府内の再エネ設備の発電電力量は、図4のとおり、平成26（2014）年度の11.8億kWhから、令和5（2023）年度には17.6億kWhまで増加しました。ただし、近年はFIT制度の買取価格の低減や適地の減少等の影響により導入量は伸び悩んでいます。

再エネの電源種別の発電電力量が最も多いのは全体の5割弱を占める太陽光発電であり、次いで多い水力発電と合わせると全体の約9割に達します。令和4（2022）年度までは水力発電が最大電源でしたが、令和5（2023）年度には太陽光発電が水力発電を超えて最大電源となるなど、太陽光発電が堅実な伸びを見せています。

また、京都がもつ歴史や文化、多様な産業構造などの資源を活かして次代を担う企業や産業を生み出す拠点である産業創造リーディングゾーンの形成を推進する中で、脱炭素関連スタートアップのための拠点の立ち上げによる企業集積など、将来の脱炭素と産業転換の展開に向けた芽が出てきています。

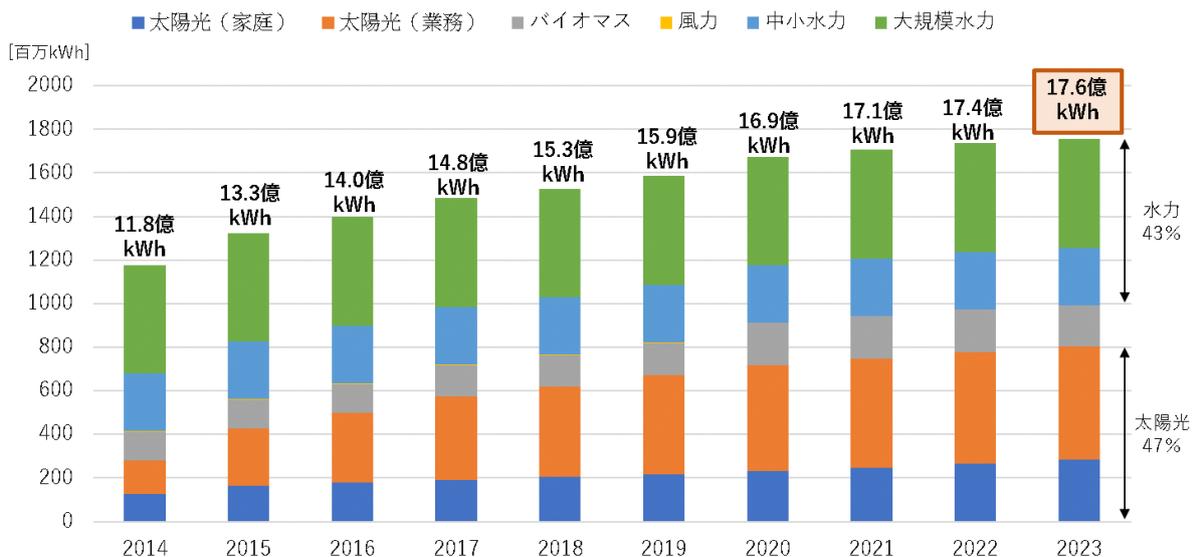


図4 京都府内の再エネの導入量（発電量ベース）の推移

（出所）資源エネルギー庁固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト等をもとに京都府作成

表2 京都府内総電力需要量に対する府内の再エネ設備の発電電力量の割合

| | 2019 年度※ | 2020 年度※ | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 |
|-----|----------|----------|---------|---------|---------|
| 割合 | 10.2% | 11.0% | 11.0% | 11.2% | 11.3% |
| 前年比 | - | + 0.8% | + 0.0% | + 0.2% | + 0.1% |

（出所）資源エネルギー庁電源調査統計等をもとに京都府作成

※令和元（2019）年度及び令和2（2020）年度実績は、第2期プランが開始した令和3（2021）年度の見直し後の算定方法にて再計算

第3章 課題認識

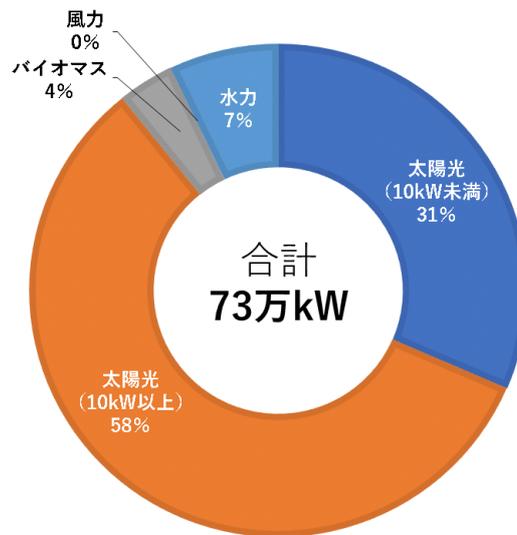
第1節 再生可能エネルギーの導入加速

東日本大震災後、再エネの導入促進のため、国民負担を伴う特別な措置として平成24（2012）年7月にFIT制度が導入されました。同制度導入以降、太陽光発電を中心に再エネの導入量は大きく拡大しました。府内における再エネ導入量は、大規模水力（3万kW以上）を除くと令和5（2023）年度末時点で約73万kWとなっており、その大半を太陽光が占めています。（図5）

近年、FIT制度の縮小に伴い、同制度に基づく再エネ導入量は減少傾向にあります。一方で、RE100などの国際的イニシアティブへの加盟企業の増加に見られるように、企業による再エネへの関心が高まっており、さらにデータセンター*の稼働拡大などを背景に、再エネ電力の需要は今後も増加すると見込まれます。こうした再エネ電力の需要増加に対応するためにも、国の支援制度を受けない、自立した電源としての再エネの導入加速が必要です。

このような状況の中、再エネの導入の加速化に向けては、技術開発等による再エネの導入・維持管理コストの一層の低減や、景観規制をはじめとした制度・規制面の課題整理等が必要と考えます。また、地域資源を活用した再エネ事業による地域経済の活性化や、エネルギーの自立的確保による災害対応力の強化等といった地域に貢献する再エネの普及拡大も重要な視点です。

さらに、エネルギーの安定供給を図るためには、多様な電源を確保することが必要であり、以下において主な電源種毎の課題を整理しました。



※大規模水力（3万kW以上）除く

図5 京都府内における再エネの電源種別の導入状況（2023年度末時点）

（出所）資源エネルギー庁FIT公表情報等による京都府調べ

(1) 太陽光発電

府内の太陽光発電設備導入量は、平成 22（2010）年度末から令和 6（2024）年度末の間に 13 倍に拡大しており（表 3）、FIT 制度の支援を受けて導入拡大が進んできましたが、近年は、FIT 制度の買取価格の低下や太陽光発電設備の設置に適した土地の減少により、同制度に基づく導入は年々減少傾向にあります。

導入に係るリードタイムが比較的短い太陽光発電は、地球温暖化対策のために特に重要であり、加速度的な導入拡大が必要です。一方で、太陽光発電は発電量が時間帯や天候に左右されるといった特性があり、関西エリアにおいては令和 5（2023）年に初めて出力制御が発生しました。今後、企業における再エネへの関心の高まりやデータセンター建設等により増加すると見込まれる再エネ電力需要に対して、太陽光発電により発電した電力を無駄なく使う取組も重要であり、蓄電池の活用や電力需要時間のシフト等による自家消費やデマンド・レスポンス*の推進が必要となります。

太陽光発電の導入拡大のためには、引き続き建築物屋根のポテンシャルを十分に活かし自家消費の取組を推進する必要があります。

建物については、新築時には省エネと一体的に再エネ導入を促すことで ZEH、ZEB*化を進めるとともに、既存建築物についても PPA*モデル等の新たな導入形態や、次世代型太陽電池*等の新技術を活かした導入促進の取組が必要です。また、増築・改築時等の太陽光発電設備の導入を促す仕組みづくりや、地域における再エネ事業を支える人材の育成等も必要と考えます。

なお、戸建住宅では新築住宅を中心に導入が進んでいるとみられ、令和 6（2024）年 12 月時点での府内全域の設置率はおよそ 8%となっています。（表 4） 後は、新技術を活かす等、既存住宅も含めた導入促進に工夫が必要な状況です。

また、地上設置の太陽光発電設備については、住宅等に近接して設置されるケースも多いことから、耕作放棄地の活用によるソーラーシェアリングなど健全な地域振興（農業振興等）に貢献するとともに周辺環境に十分に配慮することで地域に根ざし、持続的・安定的に営まれる事業の普及・展開が必要です。

さらに、後は駐車場、農地といった、今まで十分に活用されてこなかった場所を活用した再エネ導入を促進する必要があります。

表 3 京都府内の太陽光発電設備の導入量の変化

| | 2010 年度 | 2023 年度 |
|---------|-----------|-----------|
| 10kW 未満 | (区分不明) | 247,165kW |
| 10kW 以上 | | 439,345kW |
| 合計 | 51,600 kW | 686,510kW |

(出所) 資源エネルギー庁 FIT 公表情報

表 4 地域別の家庭用（戸建住宅）太陽光設置率の目安

| 地域 | 設置率 |
|----------|--------|
| 京都市・乙訓地域 | 6.1 % |
| 山城地域 | 12.9 % |
| 南丹地域 | 12.0 % |
| 中丹地域 | 9.9 % |
| 丹後地域 | 4.8 % |
| 府内全域 | 8.1 % |

(出所) 設置件数は資源エネルギー庁 FIT 公表情報令和 6（2024）年 12 月時点
戸建住宅件数は令和 5（2023）年総務省調査

(2) 風力発電

令和2（2020）年3月末をもって京都府宮太鼓山風力発電所が運転を停止し、その後は太鼓山風力発電所跡地の開発案件を含め複数案件が事業計画中ですが、令和8（2026）年3月現在、府内には1MW以上の陸上風力発電設備の稼働がない状態になっています。

風力発電に求められる風速を考慮した場合、陸上において府内で導入ポテンシャルのある地域は山間部等、限定的です。また、洋上風力発電についても、風況等から導入ポテンシャルは経ヶ岬などの一部に限られています。

風力発電は、産業のすそ野が広く雇用創出等の地域貢献が可能であり、国においても技術開発・実証が進んでいます。設備導入には長いリードタイムがかかることも踏まえ、府内においても周辺環境に配慮し地域振興に資する事業を着実に推進する必要があります。



図6 風力発電導入の先駆けとなった太鼓山風力発電所

（出所）京都府ホームページ

(3) バイオマス

バイオマスとは、枝条や根株等の林地残材、家畜の排泄物、食品廃棄物等の生物から生まれた様々な資源であり、バイオマスを燃料とした発電や熱供給など、エネルギーとして利用することもできます。府内では、令和2（2020）年4月に府北部において木質バイオマス発電所が稼働したほか、市町村等が運営する廃棄物発電所や下水汚泥由来のバイオガス発電所等が稼働しています。

活用可能な資源が豊富であり、地域の分散型エネルギーの確保や地域活性化の観点からも、地域資源の有効活用が期待されますが、資源量が地域に依存することから、安定した質と量の確保が課題です。また、資源の収集・運搬に係る物流コストは増大する傾向にあり、安定的な収支予測が立てづらいことも課題となっています。



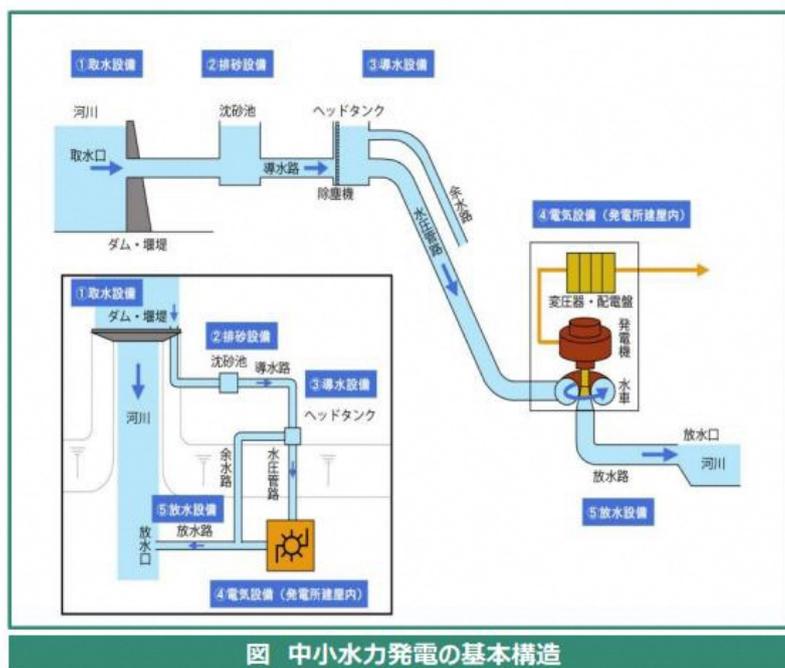
図7 2020年4月から稼働している舞鶴市内の木質バイオマス発電所

(4) 小水力発電

大規模なダムを伴わず、用水路や小規模河川など身近な場所や、水道管等にも設置できる小水力発電は、地域協働の事業化による地域の活性化や、災害時等の電源確保等の観点から注目を集めています。

他方、河川の管理、治水、利用等のルールを定めた河川法等の法規制に加え、経済性や地域の理解（漁業権者との調整等）等の課題もあり、府内の普及は限定的となっています。

今後、府内に普及するためには、生態系や景観等の周辺環境への配慮に加え、発電によって得られる価値を地域に還元する地域主導での導入事例を創出することが必要です。



▲宇治浄水場



▲久御山広域ポンプ場

| 設置場所 | 京都府営水道 宇治浄水場 | 京都府営水道 久御山広域ポンプ場 |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 運転開始 | 平成 22 年 3 月 | 平成 22 年 1 月 |
| 水車 | 横軸プロペラ水車 | ポンプ逆転水車 |
| 発電機 | 三相誘導発電機 | 永久磁石式同期発電機 |
| 最大使用水量 | 0.90m ³ /秒 | 0.15m ³ /秒 |
| 有効落差 | 7.1m | 49.37m |
| 設備容量 | 63kW | 31kW |
| 令和 6 年度発電実績 | 約 107 千 kWh | 約 25 千 kWh |

図 8 小水力発電の仕組み及び京都府営水道の小水力発電設備

(出所) 資源エネルギー庁「中小水力発電の導入促進に向けた手引き」、京都府ホームページ

第2節 再生可能エネルギーの需要創出

SBT やRE100 への参加企業が増加しているように、大企業においては自社の事業活動に使う電力の100%再エネ化をはじめとする脱炭素経営への取り組みが加速しています。こうした動きの中で、サプライチェーンに属する中小企業にも脱炭素化への対応が求められるようになってきています。

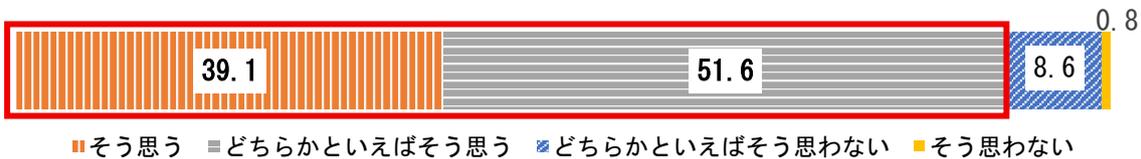
令和6（2024）年10月に実施した京都府内に事業所等がある事業者を対象としたアンケート調査（図9）においても、約90%の企業が「環境に配慮した取り組みや経営を評価する社会への変化を実感している」と回答するとともに、実際におよそ4分の1の企業において、取引先からの温室効果ガス削減や削減目標設定を求められたことがあると回答するなど、京都府内においても事業活動における脱炭素化の流れは加速していくと考えられます。

こうした流れの中で、府内企業の脱炭素経営を促し企業価値の向上を図るためには、再エネの調達を望む企業等がそれを実現しやすい仕組みづくりや、取組を促すための適切な政策（意識醸成や付加価値創出等）を講じていくことが必要と考えます。

さらに、家庭分野においても、再エネ中心の電力プランへの契約切替えを促す施策や、小売電気事業者に対して府内家庭向けの再エネ中心の電力プランの提供を促す仕組みづくりなどが必要と考えます。

- 1 調査対象：京都府内に事業所等がある事業者（計128社）
- 2 実施期間：2024年10月28日～2024年12月15日
- 3 調査方法：インターネットを利用したWebアンケート調査

質問：企業の環境に配慮した取組や経営を評価する社会に変わってきている



質問：取引先からの温室効果ガス削減や目標設定要求の有無

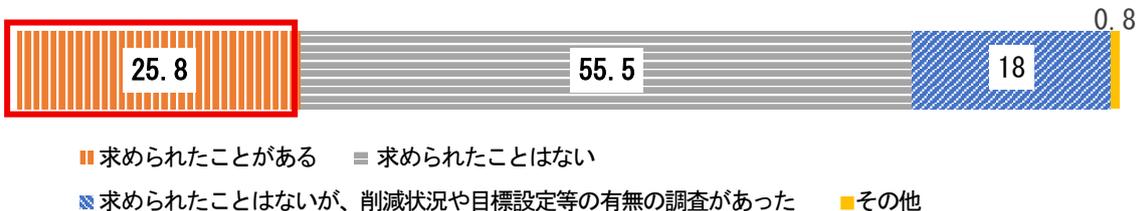


図9 脱炭素経営に関する府内企業アンケート調査結果

第3節 地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進

(1) 地域と共存する再エネ導入促進

再エネ導入にあたり開発行為が行われてきた事例もありますが、自然を有効活用するための再エネが経済性優先により自然破壊を引き起こすことは本末転倒であり、自然と調和した再エネ導入を進める必要があります。加えて、地域貢献や安心・安全な事業運営などにより、地域に理解され共生する再エネ事業を推進する必要があります。

(2) 災害時の活用の促進

再エネや蓄電池等の分散型のエネルギー供給システムは、災害時の独立電源として地域の防災力向上に寄与するものとして期待されています。近年頻発・激甚化する自然災害への対応として、エネルギーの自立的確保による地域のレジリエンス*強化が必要であり、災害時における再エネ電力の地域開放や避難所となる施設における再エネ導入を進めていく必要があります。



図10 市民協働により太陽光発電設備・蓄電池の導入による防災力向上を図る府内の施設

第4節 産業やイノベーション、地域の振興

(1) 技術革新と新技術の活用

再エネの主力電源化に向けては、これまで活用できなかった再エネの活用や、蓄電池・IoT*の活用等による再エネの効率的活用が必要となります。そのためには新技術の活用やさらなる技術革新が必要です。

また、地域の再エネや資源等を活用した次世代エネルギーの取組を京都府としても積極的に支援する必要があります。

(2) 太陽光パネル等の長期安定運営、資源循環システムの構築

再エネの主力電源化に向けては、新規の再エネ設備の導入拡大に加え、既存設備の長期安定的な事業運営や太陽光パネル等の資源循環システムの構築も重要な視点です。

特に、将来の太陽光発電設備の大量廃棄をめぐっては、放置・不法投棄、有害物質の流出・

拡散、最終処分場のひっ迫などの懸念が広がっていることから、資源の有効活用を図るためには、太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進する必要があります。

すでに府内に太陽光発電設備の保守管理や太陽光パネルのリユース・リサイクルに関するノウハウを有する企業が存在するため、こうした各企業の高度な技術を活かし、リユース・リサイクル等の仕組みを構築することも京都府の重要な役割と考えています。

また、既存設備の長期安定的な事業運営の視点では、不良設備のみのリプレイスやリパウリングを検討することも重要であり、これは太陽光発電所のために構築された送配電網を有効に活用し続けることにもつながります。

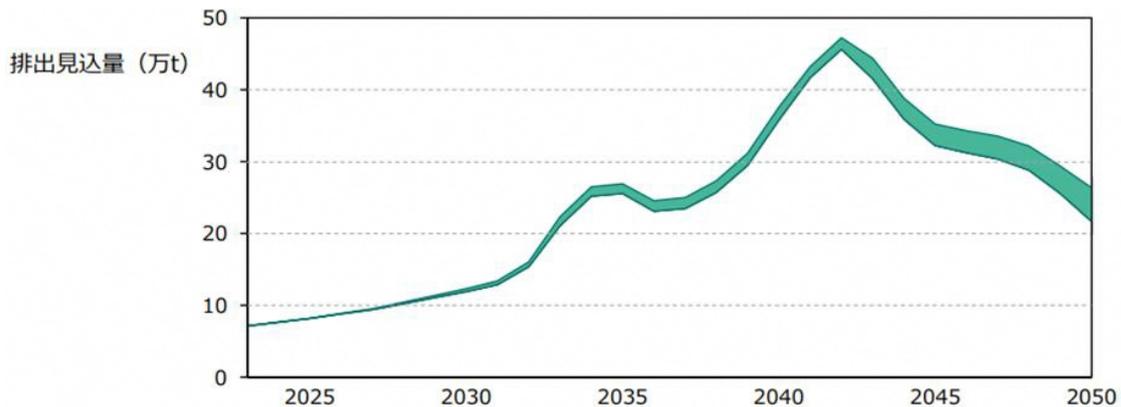


図 11 太陽電池モジュール排出見込量

(出所) 中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ 合同会議（第9回）参考資料（令和7（2025）年3月21日）

第5節 理解促進、担い手育成

再エネを広く府民に普及させるためには、家庭や再エネ導入が進んでいないとみられる中小企業等への導入意欲を醸成する方策の検討が必要です。

また、将来にわたって再エネが京都の重要なリソースであり続ける社会を実現するためには、若者への環境教育や府内中小企業等の担い手育成を推進する必要があります。

さらに、施策効果をより一層発揮するため、ニーズの掘り起こしや情報提供を行う仕組みづくりも重要となります。

▼ 京都再エネコンシェルジュ*交流会



▼ ショッピングモールにおける啓発イベント

